

江南市地域強靱化計画

令和3年3月

江南市

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
第2章 本市の地域特性	3
1 本市の地域特性	3
2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害	10
第3章 本市の強靱化の基本的な考え方	20
1 本市の強靱化の基本目標	20
2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和	20
3 本市の強靱化を進める上での留意事項	20
第4章 本市の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	22
1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	22
2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	24
3 脆弱性評価の実施手順	24
第5章 推進すべき施策	25
1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	25
2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	71
第6章 計画推進の方策	114
1 計画の推進体制	114
2 計画の進捗管理	114
3 計画の見直し	114
【附属資料】 脆弱性評価結果	116
【参考】 国及び愛知県の強靱化計画における計画条件の設定	158
【用語集】	166

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を推進することとなった。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、総合的かつ計画的に計画を推進することとしている。

平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された国の国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）では、その理念の中で、自然災害により甚大な被害を受けた際に、その都度、長期間にわたる復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返してきた反省から、人命を守ることを最優先とし、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上といった発想を基に、総合的かつ継続的に強靱化に取り組んでいくことが重要であると示している。

このため、国の基本計画では、いかなる災害等が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

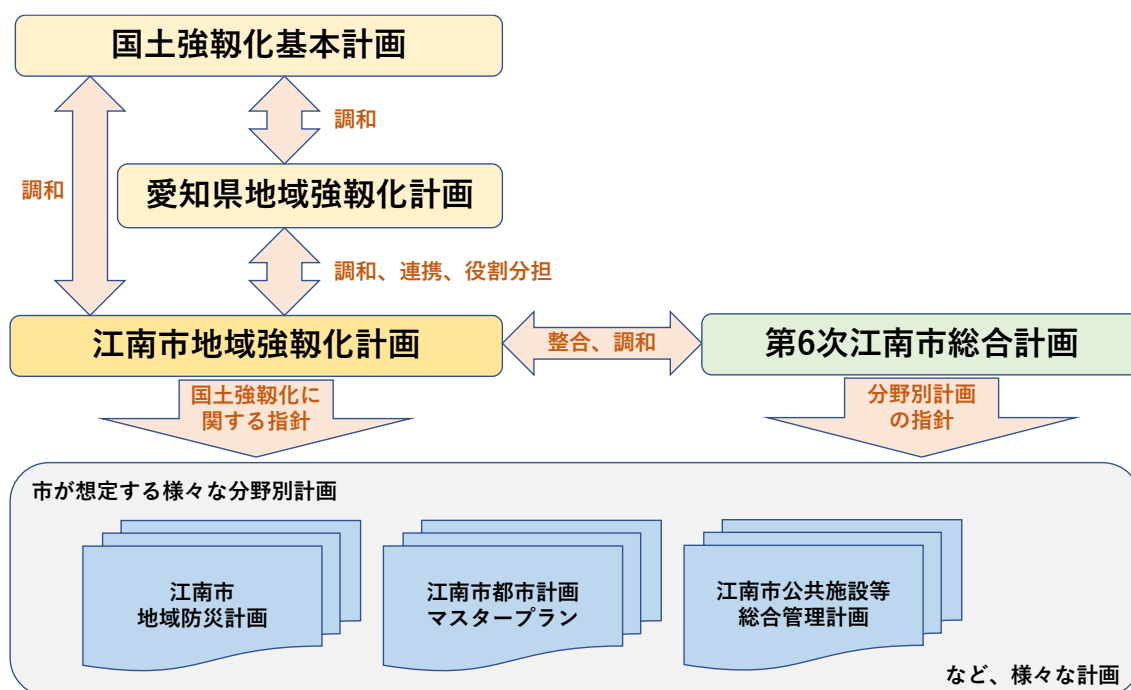
を国土強靱化の基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することが求められている。また、国の基本計画において、国土強靱化の理念を踏まえた、国土強靱化を推進する上での基本的な方針が定められている。

愛知県では、このような国の動きに合わせて、平成 28 年 3 月に愛知県地域強靱化計画（以下、「県地域強靱化計画」という。）が策定され、令和 2 年 3 月に改訂が行われた。本市においても、南海トラフ地震による甚大な被害の発生が危惧される中、国の基本計画や県地域強靱化計画との調和を図りつつ、本市の強靱化を推進していく必要がある。そのため、地域特性や想定される被害を踏まえながら、強靱化の基本目標や強靱化を進めるにあたり留意すべき事項等をはじめとした基本的な考え方や、それに対する現状と課題、そして推進すべき施策を明確にして、本市の強靱化の指針となる江南市地域強靱化計画（以下「市地域強靱化計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

市地域強靱化計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。そのため、国の基本計画との調和や県地域強靱化計画との調和や連携を図っていく必要がある。また、市地域強靱化計画は本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるため、市政の基本方針である第6次江南市総合計画との整合を図りつつ、災害対策基本法に基づく江南市地域防災計画等、本市における様々な分野の計画の指針となるよう策定する。

市地域強靱化計画の対象区域は、本市全域を基本とし、本市が主体となり取組を進める事項を中心に扱っていくものとする。



3 計画期間

市地域強靱化計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や災害の教訓を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 本市の地域特性

1 本市の地域特性

1.1 位置・地形・交通

本市は濃尾平野の北部、清流木曽川の南岸に位置し、東西 6.1km、南北 8.8km、面積 30.20 km²の市域を有している。地形は木曽川左岸扇状地で全般に平坦で、木曽川の恵みを受けた肥沃な扇状地であり、温暖な気候・風土と相まって、暮らしに最適な自然環境となっている。

地形は、過去 1 万年にわたり木曽川及びその支川により形成された犬山扇状地及び自然堤防卓越地帯から成り、標高が最高約 37m、最低約 12m で、大部分が平坦地であり、北東部から南西部へおおよそ 500 分の 1 のこう配を有する。

犬山扇状地は、市の大部分をおおい、犬山市を中心とする半径約 12 km の大扇状地で粗粒な砂れき層により構成されている。自然堤防卓越地帯は、市の南部をおおい、洪水たい積土が畑状の微高地をなす自然堤防とそれに囲まれた後背湿地から成り、砂れき粘土層により構成されている。地質は、犬山扇状地及び自然堤防卓越地帯ともに約 1 万年前から現在に至るまでの間に形成された新生代第四紀の沖積層である。

沖積平野では、地震による揺れが増幅され強い震度となるとともに、液状化の危険度が高くなる傾向がある。河川については、一級河川木曽川が本市と岐阜県との県境を流れており、また、市中央部を縦断する般若川のほか、南東部を流れる青木川、五条川の一級河川や、西部を流れる日光川ほか、市内には準用河川と農業用の用排水路が数多く流れており、河川の堤防等が決壊した場合、洪水などにより広範囲が浸水するとともに、長期的に湛水することが危惧される。

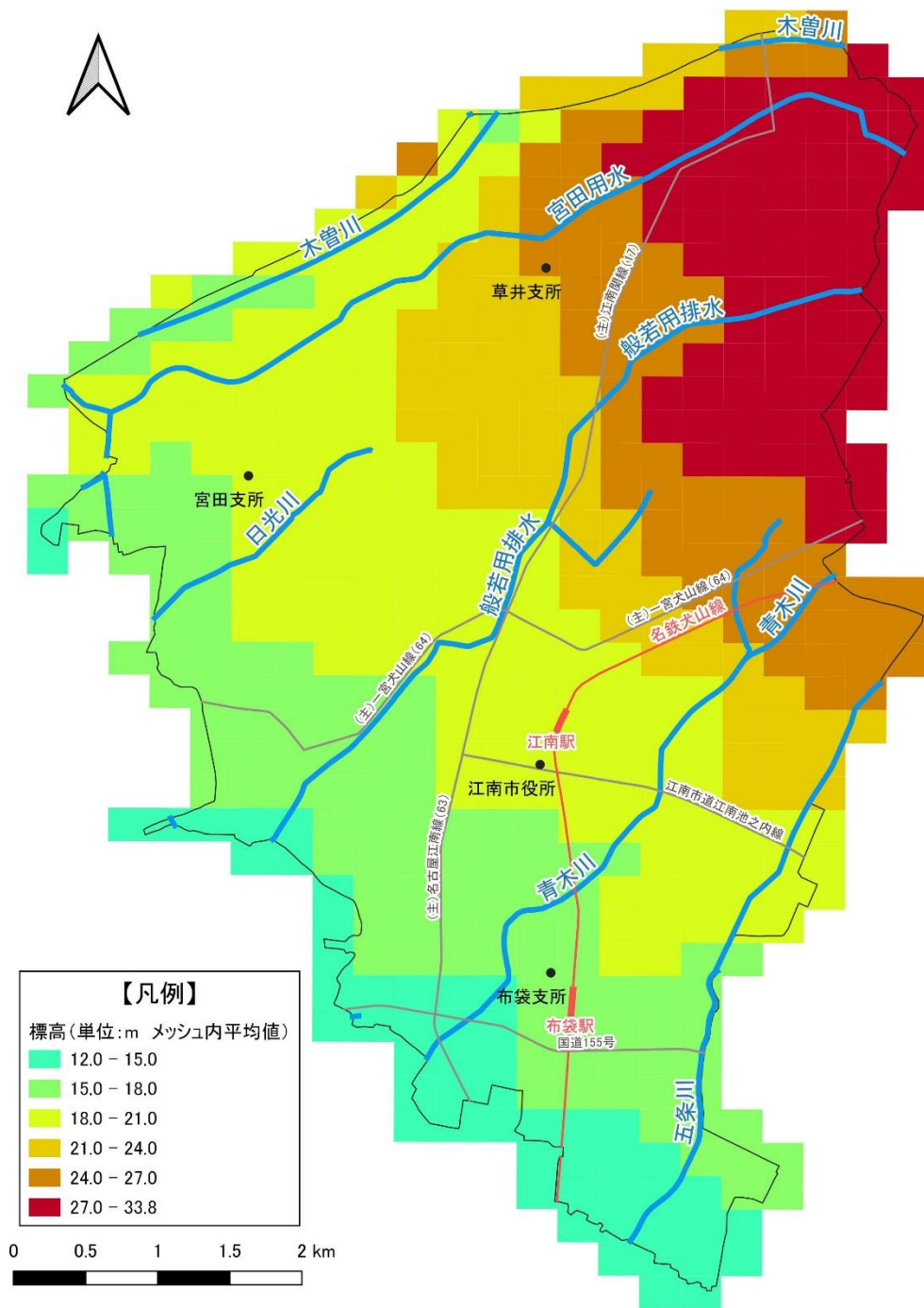


図 本市内の河川及び標高の分布
 (出典：国土数値情報及び国土地理院基盤地図情報により作成)

本市は名古屋市から 20km 圏に位置し、利便性が高いことからベッドタウンとして都市化が進み、愛知県尾張北部の主要都市の一つとなっている。また、木曾川をはさみ岐阜県側の地域との交通結節点ともなっている。

市内には、南部を横断する国道 155 号のほか、主要地方道江南関線、主要地方道名古屋江南線（通称：名草線）、主要地方道一宮犬山線が縦走しており、特に名古屋江南線は、名古屋市との間の移動において、極めて重要な機能を果たしている。

高速道路については、市内にインターチェンジはないものの、東名・名神高速道路の小牧インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮木曾川インターチェンジまで車で約 30 分で到達することができる。

鉄道は、名鉄犬山線の江南駅と布袋駅の 2 駅があり、名古屋駅までおよそ 20 分である。

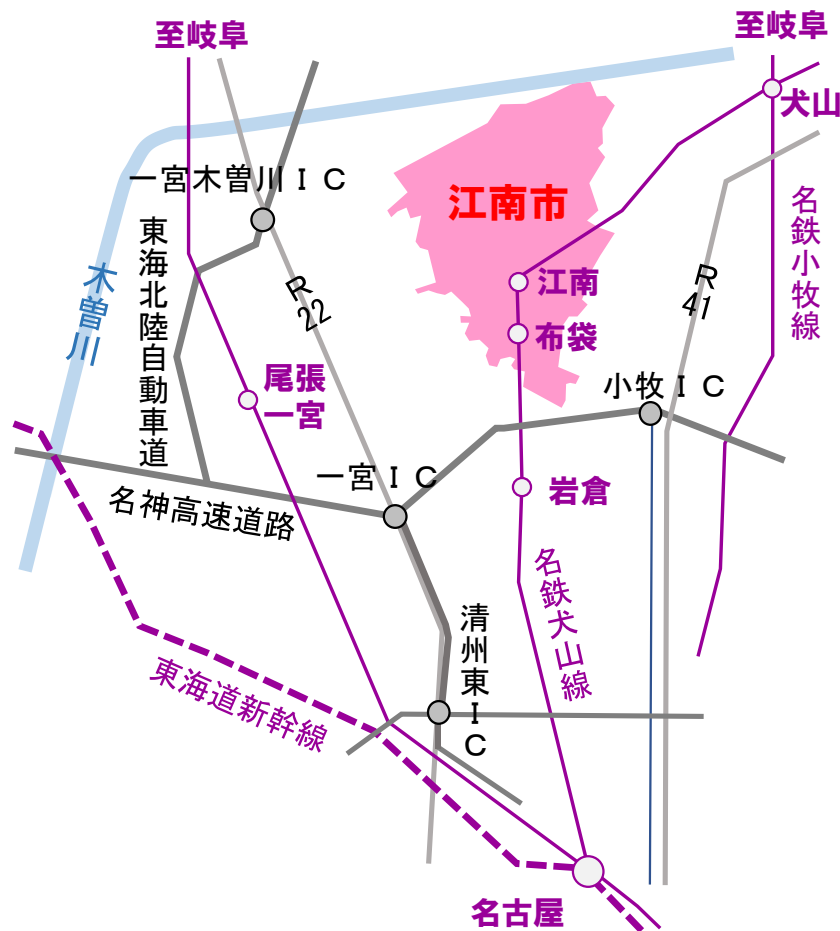


図 本市の位置と交通ネットワーク
(出典：江南市ホームページにより作成)

1.2 人口動向

本市は将来的に人口減少が見込まれている。本市における人口の将来展望（人口ビジョン）では、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分別人口において、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加を続ける見通しとなっている。

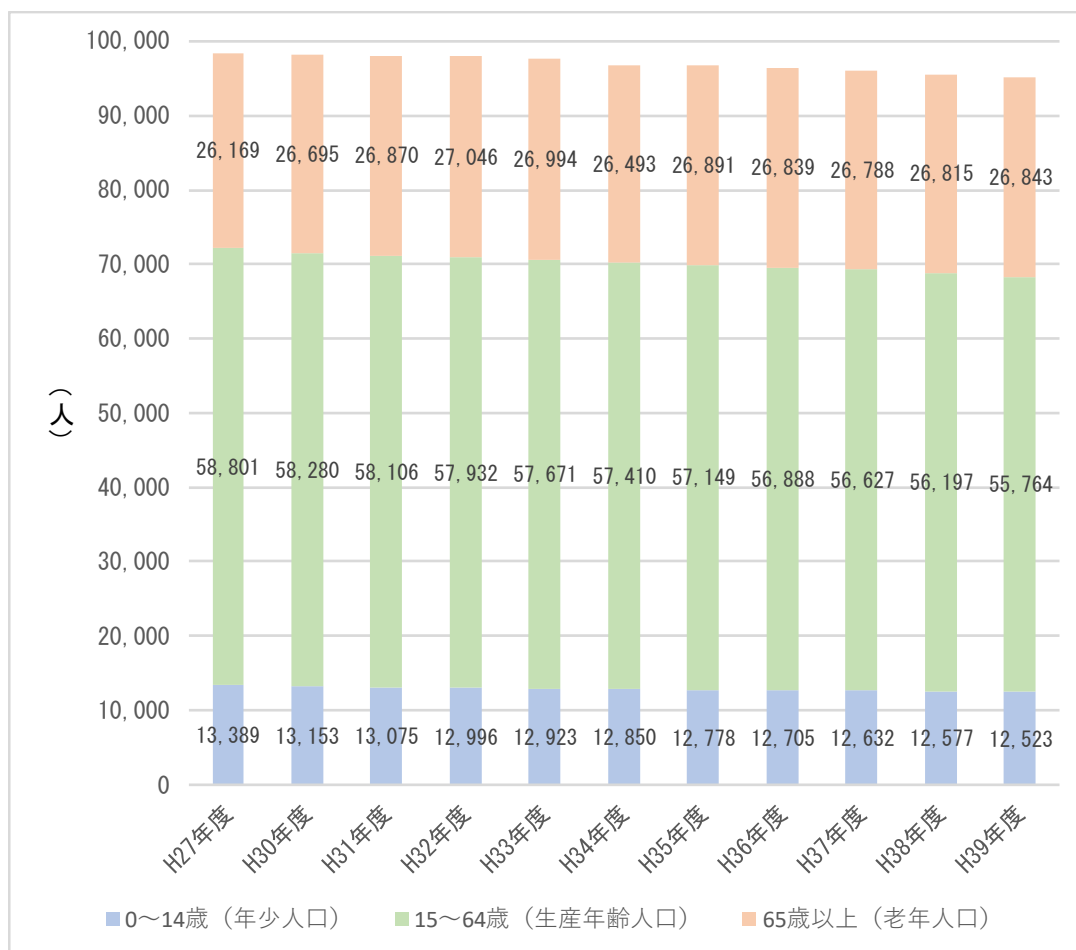


図 総人口・年齢3区分別人口の見通し
 （出典：第6次江南市総合計画により作成）

※平成27年度は国勢調査結果、平成30年度以降は推計人口

1.3 社会資本の老朽化

本市が所有する公共施設の多くは、1960年代から1970年代にかけて建築され、建築後30年以上経過した建物が全体の約8割を占めており、また、1980年代以降にも、「市民文化会館」、「すいとぴあ江南」といった大規模な公共施設を整備するなど、道路や橋梁等のインフラ施設も含め非常に多くの公共施設等を整備してきている。

これらの公共施設やインフラ施設は高度経済成長期以降に集中的に整備されたものが多く、今後一斉に老朽化が進行し、厳しい財政状況の中、その改修や更新、維持管理に多額の費用が必要になると見込まれている。今後の維持管理については、安全性や機能を持続的に確保するとともに、戦略的かつ計画的な維持管理・更新を着実に推進していく必要がある。

1.4 産業の特色

本市では製造業の従業者数割合が高く、繊維工業従業者数の割合が全国平均と比べて高く特化している。特に、カーテン生地はデザイン・品質・量ともに全国から高い評価を得ている。

これは明治時代以降に、それまで新田や宮田用水などの開発によって発展した農業より、養蚕業が盛んになり、絹織物産業などが発展してきた経緯によるものである。

また、本市は歴史が深いまちということもあり、後醍醐天皇の勅願寺である曼陀羅寺をはじめ、歴史にまつわる寺社仏閣なども存在し、曼陀羅寺公園の藤まつりや、学問成就及び書道の上達を祈願する北野天神社の筆まつりなどが開催されている。

観光については、近年増加傾向にあり、平成19年に開園した「フラワーパーク江南」のさらなる活用などが期待されている。

現在、本市の主要産業は製造業であるが、交通の便の良さから名古屋市へ通勤する人も多く存在する。名古屋市へは江南駅から電車で約20分の距離である。

バスも多く走っており道路なども便がよいため、近年では物流の中継拠点にもなっている。

一方で農業に目を転じると、近年は農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加し、農地の有効利用や適正管理が課題となっている。また、農業用施設については、経年劣化による機能低下が進んでおり、農業の安定経営を図るためにも更新などによる機能回復や今後予想される災害への対策が必要となっている。さらに、農業用施設の維持管理を担う土地改良区の負担は大きくなってきており、構成員である農業従事者への負担が、地域農業の衰退につながる恐れがあるため、適切な支援が求められている。

また、中心市街地の商店街はかつての活気を取り戻せず、地場産業のインテリア織

物業も停滞しており、中小企業のすべての業種において人手不足を経営上の問題としている状況が続いている。また、観光資源においては、祭りやイベントが中心となっており、新たな観光資源の発掘が課題となっている。

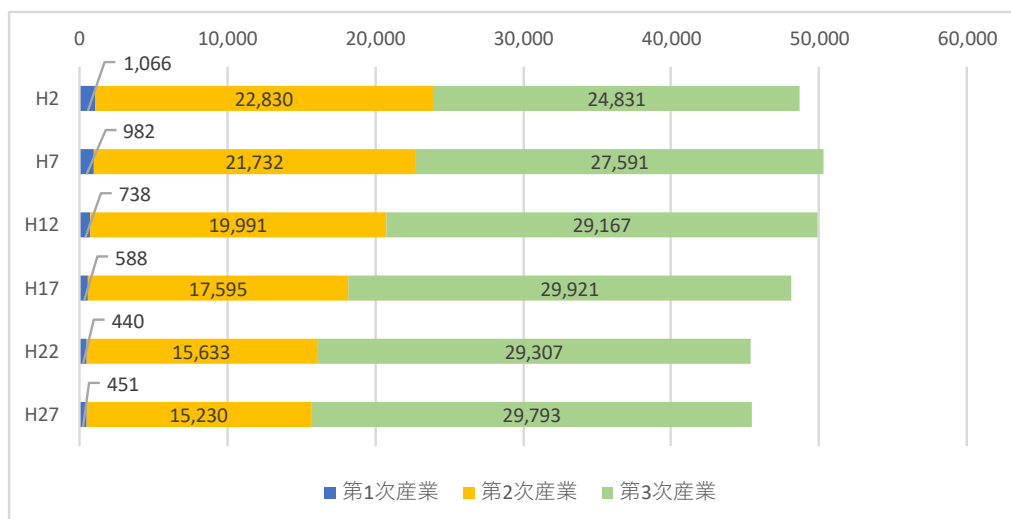


図 本市の産業別 15 歳以上就労者数
(出典：国勢調査、こうなんの統計により作成)

このようなことから、創業・起業の推進、企業誘致による新規企業の進出や市内中小企業への支援の充実により、地域経済の活性化を図り、若い世代の就職機会の確保や女性、高齢者などが働き続けられる就労環境の創出と安定した雇用の確保が求められている。また、藤のまち江南ならではのブランド力を高め、郷土の歴史・文化資源を活用したイベントの開催、地酒や乳飲料の製造会社などの施設・工場の見学などを新たな観光需要の創出につなげるため、企業との連携や産業と観光が一体となった、にぎわいづくりにより、交流人口を増大する観光まちづくりが求められている。

1.5 住環境整備

本市は名古屋市への通勤や通学に便利なベッドタウンとして、近年、都市の発展をしてきている。

しかし一方で、少子高齢化・人口減少の進展、人口密度の低下、空き家・空地の増加などが懸念されるとともに、その影響により生活サービス施設の撤退などによる既存市街地の魅力低下が懸念されている。

そのため、利便性の高い地域における低未利用地の活用促進や住宅団地の利活用な

どにより、住み心地を改善することにより人口を維持し、都市のスポンジ化を抑制、利便性の確保された住宅地の形成・維持を図っていく必要がある。

また、本市は、地震による津波の心配が少なく、地震災害に対して比較的強い地域性を有している一方で、昼間人口の流動が多い特性を有していることから、発災時においては、発生が懸念される帰宅困難者への対応が求められる。近年、常態化しつつある局地的大雨や集中豪雨による浸水被害への対応と合わせて、河川の改修とともに老朽化の進む公共施設などの耐震化やライフラインなどの都市基盤整備の見直しなど、安全で安心な住環境の整備を進めていく必要がある。

2 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

2.1 想定するリスクの考え方

市地域強靱化計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本として想定するもので、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握したうえで推進すべき施策を設定する上では、地震・水害などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。

なお、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性についても配慮する。

2.2 地震により想定される被害

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、愛知県の地震被害予測調査（平成26年5月公表）では、規模の異なる下記の2つのモデルによる被害を想定している。

① 「過去地震最大モデル」

宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の過去に発生したことが明らかで規模の大きい5つの地震を重ね合わせたモデル
（愛知県の地震・津波対策を進めるうえで軸として想定し位置付けられるもの）

② 「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル
（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

この調査結果による、本市で想定される南海トラフ地震の被害の概要は次のとおりである。

表 建物被害（全壊・焼失）

項目	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	わずか	約 20 棟
液状化による全壊	約 10 棟	約 10 棟
地震火災による焼失	わずか	約 10 棟

表 人的被害（死者・避難者・帰宅困難者）

項目	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
死者（冬・深夜 5 時発災）	わずか	わずか
避難者（冬・18 時発災）	一週間後：約 8,700 人	-
帰宅困難者（昼 12 時発災）	約 5,000～5,200 人	-

《強い揺れ、液状化に伴う被害》

過去地震最大モデルでは、本市の広範囲で震度 5 強以上の強い揺れが予測される。理論上最大想定モデルでは、本市の広範囲で震度 5 強以上の強い揺れが想定され、一部の地域で震度 6 弱の非常に強い揺れが発生すると想定されている。

人的被害（死者）については、それぞれのモデルにおいて、被害が最大となるケースを想定としている。

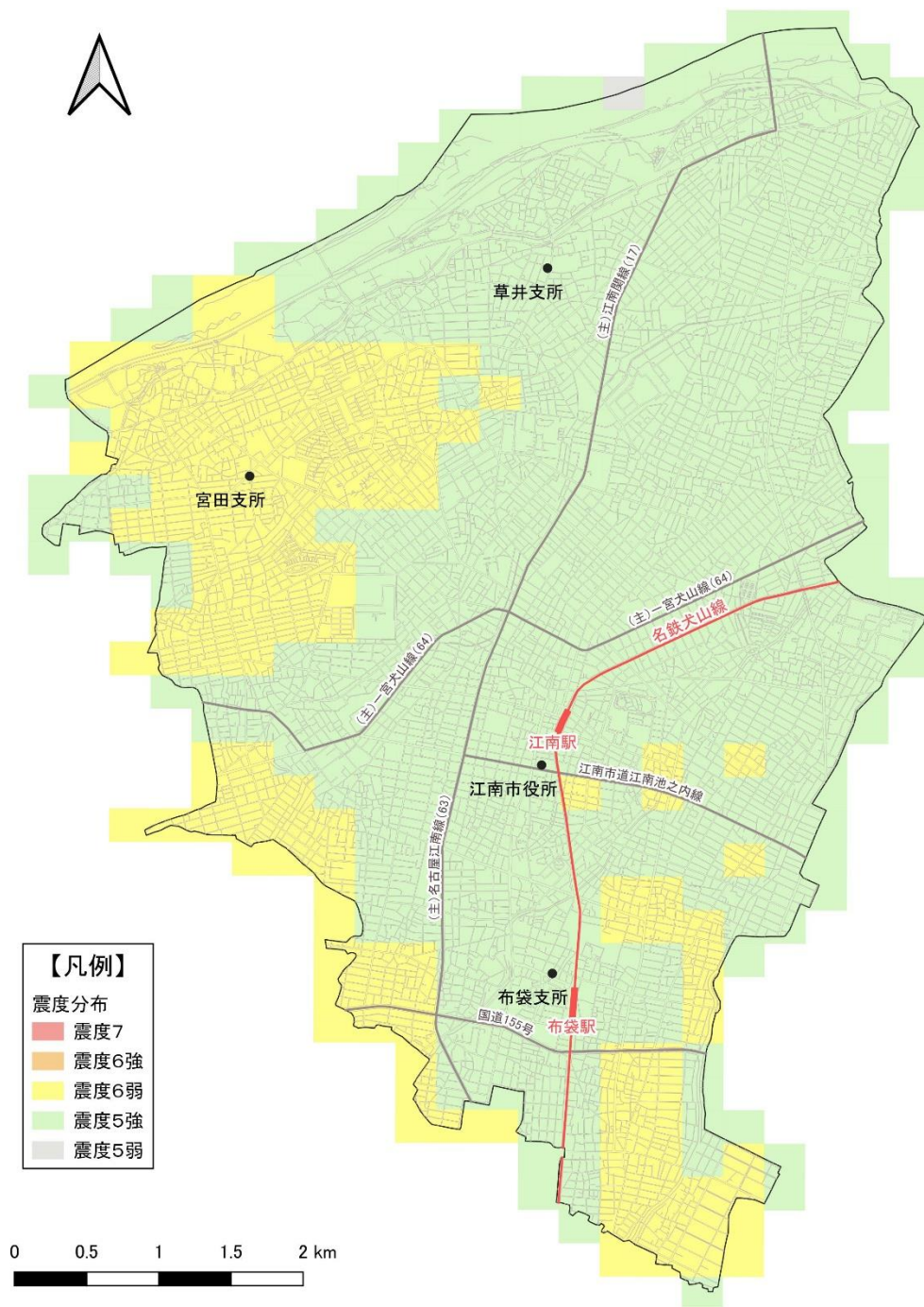


図 南海トラフ地震の震度分布（理論上最大モデル・陸側ケース）

（出典：愛知県地震防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震予測調査結果」平成26年5月30日発表により作成）

※地図作成には国土数値情報・国土地理院基盤地図情報を使用

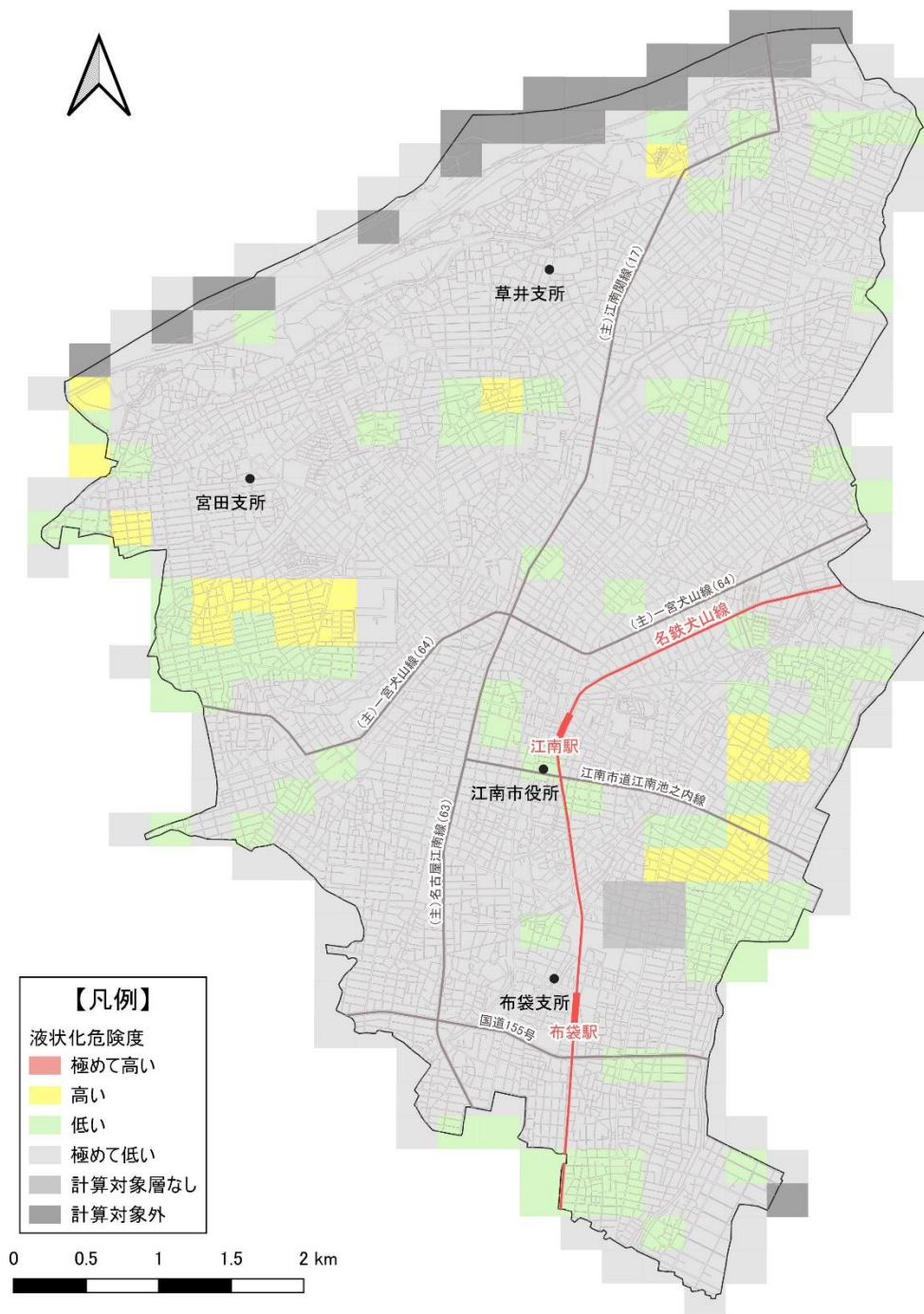


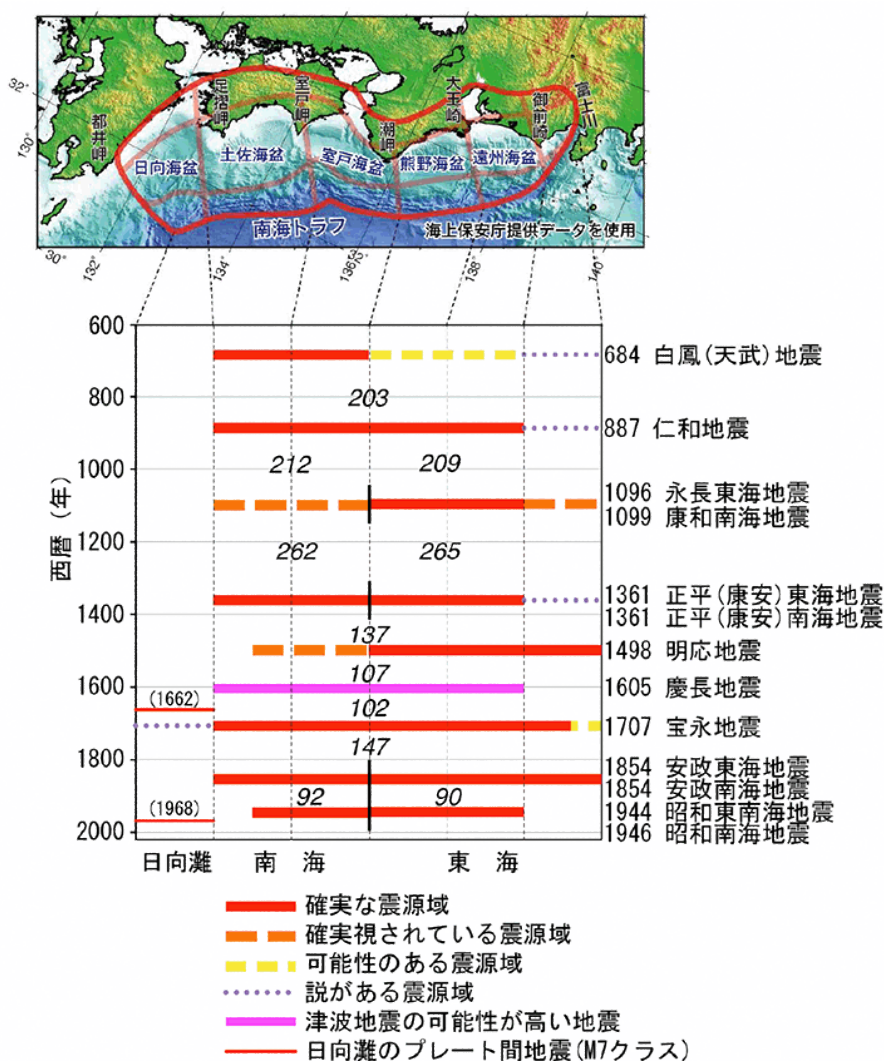
図 南海トラフ地震による液状化の危険度分布（理論上最大モデル・陸側ケース）

（出典：愛知県地震防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震予測調査結果」平成 26 年 5 月 30 日発表により作成）
 ※地図作成には国土数値情報・国土地理院基盤地図情報を使用

《南海トラフ地震》

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的好く残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の実事が確実なものとされている。

●過去の南海トラフ地震の発生状況



(出典：地震調査研究本部

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/
による)

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ 100～150 年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生の切迫性が非常に高まっていると考えられている。地震の発生パターンには多様性があり、次に発生する南海トラフ地震の規模や様相については様々な可能性があるが、周期的に、繰り返し発生してきていることは歴史記録からも科学的な知見からも明らかであり、近い将来、必ずまた発生する地震であると考えられている。

1944 年の昭和東南海地震及び翌 1945 年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

さらに、過去数百年の経験をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、発生の事実が確実なものとして宝永地震以降の地震に加え、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、県内全 54 市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、豊橋市・田原市・南知多町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

表 南海トラフ地震の長期評価

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率（算定基準日：2020 年 1 月 1 日）		
		10 年以内	30 年以内	50 年以内
南海トラフ	M8～M9 クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

（出典：地震調査研究本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果による）

過去にはおおよそ 100～150 年前後の周期で海溝型の南海トラフ地震が発生しているのに対し、活断層で起きる地震は、周期に捉われず、日時・場所を問わず発生する可能性がある。最近発生した活断層で起きる地震のうち、被害規模の大きなものとしては、平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 28 年の熊本地震などがある。本市を含む周辺地域においても、1891 年に、わが国最大規模の活断層地震の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が発生しており、また、昭和 20 年には、昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が連動して発生し、愛知県内でも大きな被害が記録されることとなった。

本市においては、昭和 56 年以前に建築された木造建築物が 25,160 棟現存しており、濃尾地震と同規模の地震が発災した場合には、931 棟が全壊、4,303 棟が半壊すると予

測されている。また、これに伴う人的被害は、死者 144 人、負傷者 686 人、避難者数は 5,965 人と予測される。

<歴史に学ぶ災害>

明治 24 年 10 月 28 日に発生した濃尾地震では、現在の江南市域における人的被害は死者 39 人、負傷者 110 人に達し、建物に関しては 8 割近い住宅で被害が発生し、全壊 947 戸、半壊 1936 戸、破損 1720 戸の多きに及んだとされている。

市内で住宅の全壊した割合が最も高かったのは、古知野村と飛保村で、ともに 28.7% に達するなど、被害を受けていない家はほとんどないという状況であった。また震源地に近い葉栗郡下の 4 カ村では、90%を超える住宅の被害率であった。

(出典：「濃尾地震から学ぶ(中)尾北地方の被害状況」による

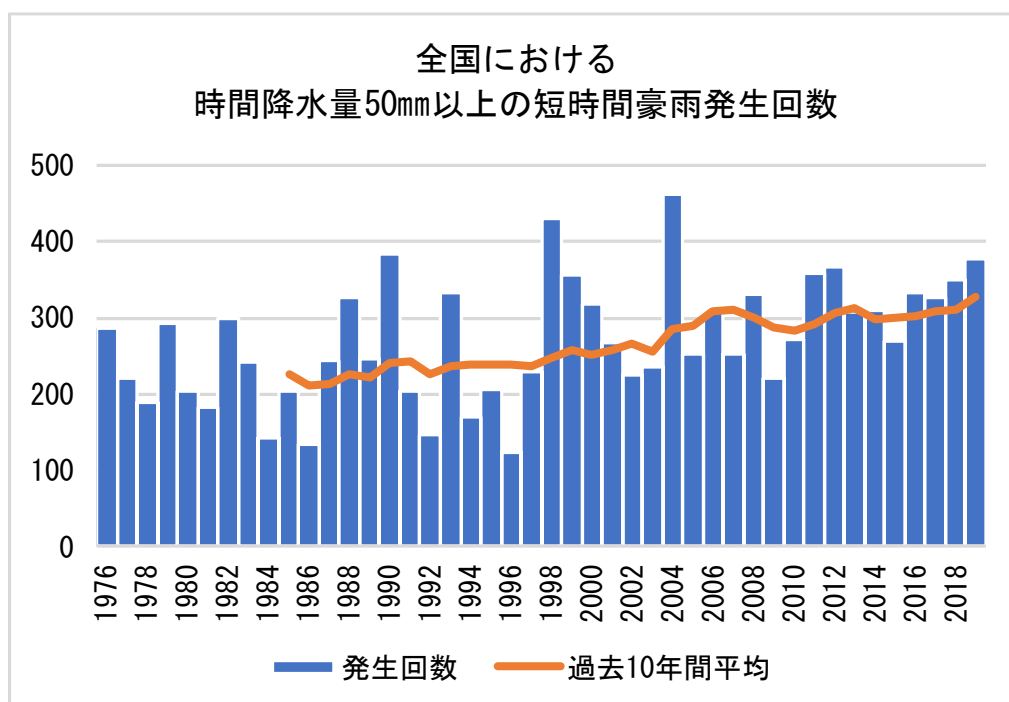
参照 URL http://www.homenews.jp/myhome/Home_H18/home-59.htm)

2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

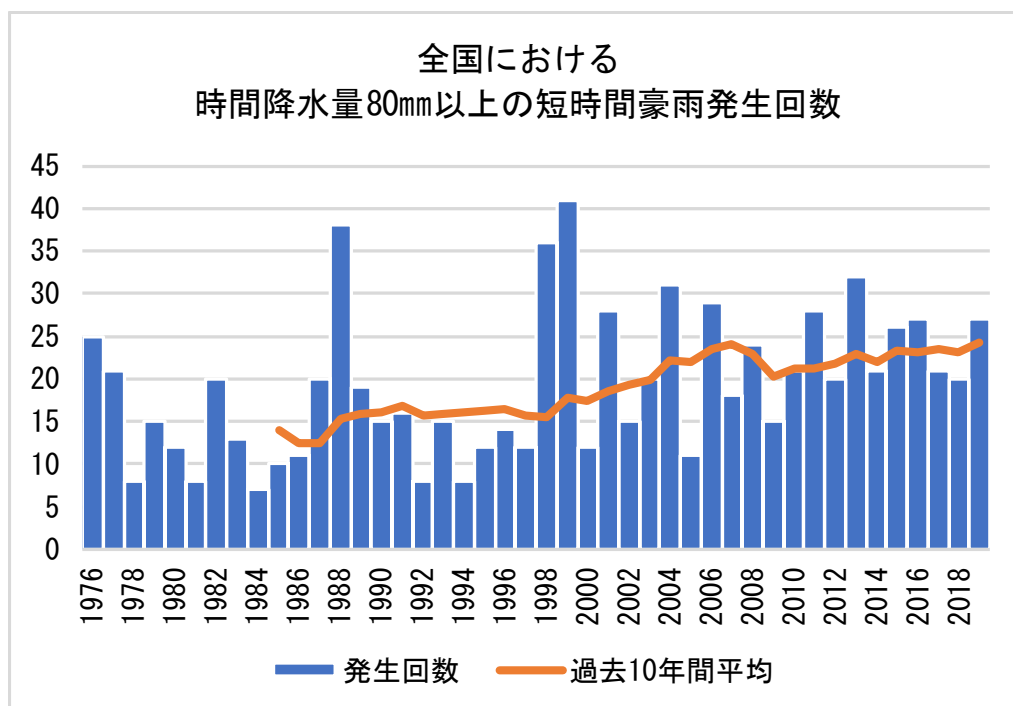
近年では、全国的に短時間豪雨の発生回数が増加傾向にあり、雨の降り方は局地化、集中化してきている。地球の平均気温は19世紀末と比べ、現在、既に約1℃上昇しており、大気中の水蒸気量が増えることにより、今後、さらに強い降水が、頻繁に発生する可能性が非常に高いと予測されている。また、同時に、海面水温の上昇による台風の強大化により、最盛期に近い勢力の台風が上陸することも予測されている。こうした背景から、今後、風水害が頻発・激甚化することが懸念されている。

気象庁アメダスの観測データでは、1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の年間における平均発生回数は、統計期間の最初の10年間（1976～1985年）の約226回から最近10年間（2010～2019年）の約327回へと、約1.4倍の増加が見てとれる。

1時間降水量80mm以上の猛烈な雨の年間における平均発生回数は、最初の10年間の約14回が、最近10年間では約24回と、約1.7倍に増加しており、豪雨がより集中化している傾向が現れている。



(出典：気象庁「過去の気象データ」により作成)



(出典：気象庁「過去の気象データ」により作成)

平成 12 年 9 月の東海豪雨では、名古屋地方気象台の観測値において、時間最大雨量 93 mm、総雨量は年間降雨量の約 1/3 にあたる 567 mm を記録し、新川を始め県内河川の 20 箇所が破堤、315 箇所が越水し、死者 7 名、負傷者 107 名、床上・床下浸水 62,000 戸以上の被害を受けている。本市においても総雨量 257mm を記録し、床上浸水 46 世帯、床下浸水 415 世帯の被害となった。

また、平成 20 年 8 月末豪雨では、総雨量 174mm を記録し、床上・床下浸水 130 戸の被害を受けており、近年においては市内において内水氾濫が頻発するなど、大雨による浸水に対する被害のおそれも強まっている。

さらに、本市は、木曽川沖積平野の低地であることから、高低差が少なく平坦で構成されている。そのため、河川の氾濫による浸水被害を受けやすく、水防法に基づく想定最大規模降雨を対象とした木曽川の洪水浸水想定区域図では市内全域が浸水する想定となっている。

また、市内における青木川・五条川等の中小河川においても、愛知県による浸水予想図が公表されている。

このように、各地で水害が頻発している昨今、市民の水災害への意識の高まりとともに、避難に関する問い合わせも増える傾向にあり、行政として早急な対応が必要となっている。こうした状況の中で、公共施設や民間施設を洪水避難ビル（指定緊急避難場所）として指定し、ハザードマップ等と併せて周知を行っている。

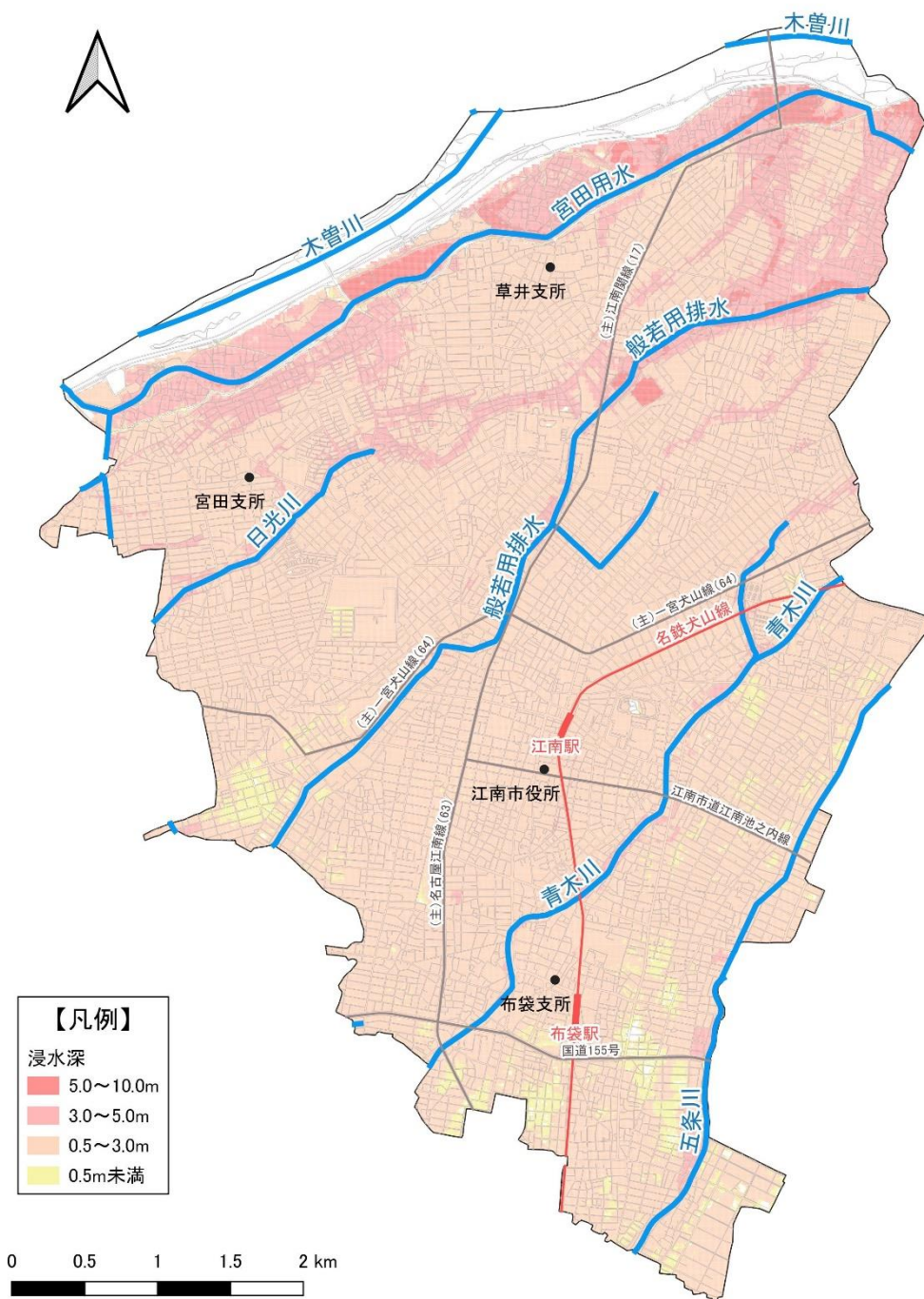


図 木曾川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（出典：国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所・木曾川下流河川事務所「木曾川水系木曾川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」平成28年12月22日公表により作成）

※地図作成には国土数値情報・国土地理院基盤地図情報を使用

第3章 本市の強靱化の基本的な考え方

1 本市の強靱化の基本目標

市地域強靱化計画においては、国の基本計画や県地域強靱化計画の基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

1. 市民の生命を最大限守る。
2. 地域及び社会の重要な機能を維持する。
3. 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
4. 迅速な復旧復興を可能とする。

2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりを行うことは、災害等から地域住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・自治体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進める。

3 本市の強靱化を進める上での留意事項

本市の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえながら、特に以下の事項に留意し対策を進めていく。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- (ア)本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムを形成していく視点を持つ。
- (イ)本市の強靱化に向けて、国、県、近隣市町村、研究機関、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、常に相互の連携を意識してそれぞれの役割に

取り組む体制を構築する。

- (ウ) 少子高齢社会にともなう人口構造の変化や、急激に進行する社会資本の老朽化に対応する。
- (エ) 平時から常に人と人とのつながりよる強靱な社会創生をしていくことを念頭に、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりによるそれぞれの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能向上と強化を促進する。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- (ア) 災害から得られた教訓を踏まえつつ、市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
- (イ) 情報の徹底した提供・共有及び連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促しながら、PPP/PFI 等 を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めていく。また、それに対する投資を一層誘発するための仕組みを具体化する。さらに研究機関、民間事業者、経済団体、産業団体においては、シンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進めていく。
- (ウ) 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフトとハードの対策を適切かつ効果的に組み合わせることで、総合的な取組を進めていく。
- (エ) 施策の重点化や進捗管理（PDCA(Plan-Do-Check-Action) サイクル）を通じ、市地域強靱化計画に基づく施策の推進及び見直しを行う。また、同時に市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を進めていく。
- (オ) 市地域強靱化計画の施策方針を踏まえた事業の検討については、個々の施設・設備やシステムの強靱化とあわせて、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮したうえで、取組を進めていく。
- (カ) 非常時の防災・減災等の効果を発揮するだけにとどまらず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮し、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫していく。
- (キ) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策を講じていく。

第4章 本市の強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

基本目標を達成するとともに、本市を強靱化する意義を実現するにあたって必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたっては、国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)をもとに、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除等の修正を行い、35の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
	7-5 農地等の被害による地域の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

国の基本計画における施策分野の設定(12の個別施策分野及び5の横断的分野)を基に、項目の追加や統合、表現を修正し、6の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／消防等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市・交通	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 官民連携
④ 産業・経済・エネルギー	④ 老朽化対策
⑤ 情報通信	
⑥ 環境	

3 脆弱性評価の実施手順

国・県が実施した評価手法をはじめとして、国土強靱化地域計画策定ガイドライン、県地域強靱化計画、既に策定済みの愛知県下他市町村の国土強靱化地域計画(地域強靱化計画)等を参考にしながら、本市の脆弱性評価を行う。

また、具体的な施策の抽出にあたっては、「第6次江南市総合計画」、「江南市地域防災計画」、「江南市都市計画マスタープラン」、「江南市公共施設等総合管理計画」を参考に行う。

加えてリスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針の達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標(KPI: Key Performance Indicator)をできる限り選定する。

なお、重要業績指標(KPI)は第6次江南市総合計画における「成果目標」とできる限り整合を図る。

第5章 推進すべき施策

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成するとともに、本市を強靱化する意義を実現するにあたり必要な事項を明確にすることをねらいとし、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針は以下のとおりである。これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれについても複数の主体が連携して取組を行うことにより一層効果が発現することが期待される。これらについては、関係者間で重要業績指標（KPI）等の具体的数値指標に関係するデータを共有するほか、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意しながら取組を進めていくこととする。

（1）直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

（密集市街地の安全性確保）

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀を撤去・改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

（住宅等の耐震化の促進）

- 江南市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化及び減災化の実施に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 建築に関する審査、指導や建築物の耐震化を促進する。
- 地震による被害を減らすために、住宅や建築物の倒壊を防ぎ、耐震性を確保して被害の軽減を図る。

- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

（空き家対策の推進）

- 江南市空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 広報・ホームページ・パンフレット等を活用し、空き家所有者へ必要な知識の周知・啓発を行う。
- 空家総合相談窓口や江南市空き家バンクを活用し、利活用の促進を図る。
- 江南市危険空き家解体工事費補助金制度を活用し、危険な状態の空き家の解体を促す。
- 管理不全の空き家の所有者に対しては、江南市空家等対策計画のフローに基づき、指導等を行う。

（公共施設の適正な管理及び配置）

- 市民サービスの水準を維持、充実させながら、公共施設の複合化、統廃合等を推進することにより、施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要となるコストの適正化を図る。
- 定期点検等に基づく施設の健全度の評価をもとに予防保全型の維持管理を実施することで、公共施設の目標使用年数をおおむね 80 年として長寿命化し、計画的に施設の安全性、利便性の確保を図る。

（公共施設等の耐震化）

- 今後の施設改修等の際には、同時に吊り天井等の非構造部材の改修を実施するなど、効率的な手法を検討する。また、インフラ施設については、上下水道や橋梁等の耐震性を確認し、優先順位を設定した上で、順次耐震化を進める。

（建築物等の安全化）

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

（防災訓練の実施）

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災

訓練を実施する。

- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(図上訓練等の対策・見直し)

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

《重要業績指標 (KPI)》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 耐震診断の診断実施済棟数	棟	2,580 (H28)	-	3,500 (R5)	4,000 (R9)
● 自主防災会合同訓練の支援	地区	10 (H28)	10 (R1)	10 (R5)	10 (R9)
● 総合防災訓練の実施	回	1 (H28)	1 (R1)	1 (R5)	1 (R9)

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	--

(密集市街地の安全性確保) [再掲]

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀を撤去・改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

(建築物等の安全化) [再掲]

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

(防災訓練の実施) [再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的か

つ継続的に防災訓練を実施する。

- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(図上訓練等の対策・見直し) [再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

(防火管理業務の向上)

- 事業者防火管理業務を適切に行わせるため、防火管理者を選任させる。
- 防火対象物や危険物施設を適切に維持管理させるため、立入検査を実施し指導する。

(防火水槽の修繕・耐震化)

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図る。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する。

(防災施設・設備の維持管理)

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める。

(危険物・危険物施設等の安全確保)

- 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

(市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発)

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする。

(避難情報等の発令基準等の設定)

- 避難情報等を適切に発令するため、対象とする災害、対象とする区域、発令基準の設定に努める。

《重要業績指標 (KPI)》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 自主防災会合同訓練の支援	地区	10 (H28)	10 (R1)	10 (R5)	10 (R9)
● 総合防災訓練の実施	回	1 (H28)	1 (R1)	1 (R5)	1 (R9)
● 防火管理者の選任率	%	89.8 (H28)	90.6 (R2)	91.6 (R5)	94.0 (R9)
● 優良危険物施設率	%	99.7 (H28)	100.0 (R2)	100.0 (R5)	100.0 (R9)
● 消防水利の充足率	%	84.1 (H28)	84.5 (R2)	85.0 (R5)	85.4 (R9)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(防災訓練の実施) [再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(図上訓練等の対策・見直し) [再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

(水害に強い都市づくり)

- 国・県・近隣自治体などとの関係機関と一体となって、河川の調節池整備や河川・排

水路の改修を進める。

（雨水流出抑制施設の整備）

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策する。
- 市民に対し雨水貯留槽、浸透トレンチ、雨水浸透枳、透水性舗装などの雨水貯留浸透施設と浸水防止施設の設置に対し、補助金を交付することで普及を図る。
- 総合治水対策を推進するため、学校や公共施設などへ雨水流出抑制施設を整備し、また、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置に対し、補助金を交付することで市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する。

（雨水流出抑制施設の設置の指導）

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する。

（雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕）

- 台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていく。
- 点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行う。

（河川等の改修・整備）

- 国が管理する木曾川や、県が管理している青木川、五条川、日光川の整備を促進する。
- 市管理の準用河川般若川の整備を促進し、適切に維持管理する。
- 施設台帳や点検要領を整備し、点検結果に基づき計画的な管理を図る。

（氾濫水による被害拡大防止）

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活

動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。

(水害リスクに関する情報の提供)

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

(ハザードマップの作成他、円滑かつ安全な避難行動の為の施策)

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成推進)

- 市民の生命を守るため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進する。

(洪水避難ビル（洪水時の指定緊急避難場所）の確保)

- 市民の生命を守るため、想定最大規模の降雨による洪水に備え、洪水避難ビル（洪水時の指定緊急避難場所）の指定を推進する。

(避難情報等の発令基準等の設定) [再掲]

- 避難情報等を適切に発令するため、対象とする災害、対象とする区域、発令基準の設定に努める。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 自主防災会合同訓練の支援	地区	10 (H28)	10 (R1)	10 (R5)	10 (R9)
● 総合防災訓練の実施	回	1 (H28)	1 (R1)	1 (R5)	1 (R9)
● 河川等が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	48.7 (H28)	-	60.0 (R5)	67.0 (R9)
● 雨水流出抑制施設整備率	%	65.4 (H28)	65.4 (R2)	69.3 (R5)	77.0 (R9)
● 雨水貯留浸透施設設置費補助金申請累計件数	件	1,132 (H28)	1,246 (R2)	2,190 (R5)	2,980 (R9)
● 江南市防災ハンドブック作成	-	作成 (R2)	-	更新 (R7)	
● 避難確保計画の作成推進（策定率）	%	100.0 (R1)	100.0 (R2)	100.0 (R5)	100.0 (R9)

（２）救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（乳児用備蓄品の整備）

- 飲料水やアルファ化米などの備蓄品に加え、粉ミルク、紙おむつなど乳児が避難した場合に必要な備蓄品を整備に努める。

（緊急輸送道路の機能確保）

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

(主要道路の維持管理)

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。
- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

(橋梁等の維持管理)

- 橋長2m以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

(物資備蓄量・調達量の確認)

- 市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について主な品目別に確認する。

(発災に備えた資機材、人員などの配備)

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮)

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。

(ライフラインの確保)

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する。

(防災ヘリコプターの活用)

- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請し、防災ヘリコプターを活用できるようにしておく。

(必要資源の適切配分の準備)

- 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分できるよう準備しておく。

(迅速なライフラインの復旧)

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から関係機関との連携を強化する等、事前の予防措置を講じる。

(緊急輸送体制の確保)

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

(受援体制の整備)

- 円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等の見直しをはじめ、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。
- 「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」及び江南市災害時受援計画に基づき、被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルート確保のための活動、避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動並びに災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動を実施する。

《重要業績指標 (KPI) 》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値
● 江南市災害時受援計画の策定	-	策定 (R1)	更新 (R2)	必要に応じて見直し

(防火管理業務の向上) [再掲]

- 事業者防火管理業務を適切に行わせるため、防火管理者を選任させる。
- 防火対象物や危険物施設を適切に維持管理させるため、立入検査を実施し指導する。

(防災ヘリコプターの活用) [再掲]

- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請し、防災ヘリコプターを活用できるようにしておく。

(災害弱者の支援)

- 安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守りや地域で子育て支援を行う仕組み・体制づくりを検討する。
- 外国人も暮らしやすく、住み続けられるまちとして、日常的な交流や相談ができる環境づくりについて検討する。
- 高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域住民、地域団体、事業所等の協力による交流活動や見守りを行うほか、高齢者家庭への緊急通報装置の設置を進めるなど、高齢者が地域で安心して生活ができる体制の強化、推進を図る。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行うとともに、災害時の乳児専用の避難所の開設や ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を目指す。
- 国際交流協会と連携し、外国人居住者のための言葉や子育て、子供の進路等に係る相談サービスの充実を図る。
- 外国人居住者と地域住民との交流促進のため、日常的な交流を図り互いの理解を深めるため、国際交流協会などによる交流事業を定期的で開催し、地域住民同士が支え合える環境づくりに向けた支援を行う。
- 障害者が安心・安全な生活を送るため、適切な相談支援体制を構築する。
- 高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大についても十分配慮検討する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

(地域の防災力の向上)

- 自主防災会を中心に、自主防災活動が活発に行われるよう、防災リーダーの講習会など人材育成・確保の取組を継続する。
- 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育及び広報する。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(地域における自助・共助の促進)

- 市民が安心して暮らすための自助・共助の理解を深め、自然災害などへの備えや日常的な地域の防犯、交通安全など、災害・緊急時だけでなく日常生活においても、地域社会を構成する様々な団体や市民同士がともに助け合い、高齢者、障害者や外国人居住者などを含め、相互に見守り、地域で支え合う地域福祉の意識をもったコミュニティの育成を図る。
- 一人ひとりの支え合いの意識の醸成を図り、安心して地域で暮らし続けられることを通じて、健全で持続的なコミュニティの維持による「安心・安全なまち」を実現する。
- 稀に発生する大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

(市民への消防・救急に関する啓発活動)

- 火災や地震などの発生も予想される中、発災直後の現場では、市民の知識や対応力が極めて重要となることから、救命率向上のための応急手当講習の普及啓発を行う。
- 救急・救助や火災などの災害に際し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対応し、消防・救急体制の充実強化や市民の防火意識向上を図る啓発を行う。

(消防体制の再構築)

- 災害の多様化・大規模化に対応するため消防体制の再構築を図る。

(消防の広域化)

- 消防指令業務の共同運用の効果検証を踏まえ、消防の広域化に取り組み、消防・救急体制のいっそうの充実を図る。
- 近隣団体との消防広域化や、民間の医療機関との連携による消防・救急体制の強化や施設整備の必要性について検討する。

(救急救命士の養成)

- 救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成を実施する。

(消防団の充実強化)

- 消防団への女性や大学生等の入団を促進するとともに、消防団員の技術の向上に努め、消防団の充実強化を図るなど、互いが連携し活動できる体制を整備することで、地域防災の充実に努める。
- 女性消防団員の装備・活動支援等の充実に取り組み、地域防災力の向上を図る。

(複合災害の発生可能性の認識)

- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備える。

(自衛隊の災害派遣)

- 市は、自ら保有する手段では対応が困難となる場合に備え、自衛隊の災害派遣要請等の手続き及び各事項について整備する。

(市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発) [再掲]

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする。

(避難行動要支援者に関する情報の把握と共有)

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

(避難行動要支援者への情報伝達等)

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

(広域応援体制の整備)

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との締結を推進する。

(関係機関一体となった防災対策推進のための連携強化)

- 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。
- 市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

(受援体制の整備) [再掲]

- 円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等の見直しをはじめ、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。
- 「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」及び江南市災害時受援計画に基づき、被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動、避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動並びに災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動を実施する。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 防火管理者の選任率	%	89.8 (H28)	90.6 (R2)	91.6 (R5)	94.0 (R9)
● 優良危険物施設率	%	99.7 (H28)	100.0 (R2)	100.0 (R5)	100.0 (R9)
● 障害のある人が地域で生き生きと生活していると感じる市民の割合	%	21.3 (H28)	-	40.0 (R5)	50.0 (R9)
● 障害のある人にとって相談支援体制が整っていると感じる市民の割合	%	18.4 (H28)	-	40.0 (R5)	50.0 (R9)
● 応急手当講習の受講者数	人	7,021 (H28)	-	7,100 (R5)	7,100 (R9)
● 救急救命士運用者数	人	17 (H28)	-	21 (R5)	24 (R9)
● 消防団員（水防団員）の充足率	%	99.5 (H28)	-	100.0 (R5)	100.0 (R9)
● 江南市災害時受援計画の策定	-	策定 (R1)	更新 (R2)	必要に応じて見直し	

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

（鉄道駅へのアクセス向上）

- 鉄道駅への公共交通や自転車によるアクセス性向上を図り、各地区間や鉄道駅とのネットワーク化などを推進する。

（帰宅困難者の集中による混乱発生防止）

- 災害発生直後は「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(帰宅困難者対応を含めた防災対策の推進)

- 帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立を図る。

《重要業績指標 (KPI)》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値
● 徒歩帰宅支援マップの更新	-	更新 (H30)	-	更新 (R4)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(緊急輸送道路の機能確保) [再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

(主要道路の維持管理) [再掲]

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。
- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

(橋梁等の維持管理) [再掲]

- 橋長2m以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

(避難行動要支援者に関する情報の把握と共有) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

(避難行動要支援者への情報伝達等) [再掲]

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

(駅周辺の整備)

- 江南駅周辺では、市内各地からのアクセスの良さを活かすとともに、駅周辺の交通環境改善など都市基盤整備を進める。
- 布袋駅周辺では、駅前広場及び駅へのアクセス道路となる、交通結節点としての交通機能強化を図るための整備を推進し、良好な市街地を形成する。

(医療救護の協力体制の確立)

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立に努める。

(緊急輸送体制の確保) [再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

(都市計画道路の整備)

- 道路交通ネットワークとなる都市計画道路などの整備を推進する。

2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

(感染症流行の未然防止)

- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症流行の未然防止を平時より図る。

(環境汚染による健康被害の防止対策)

- 人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況を、早期に把握できる体制を整える。
- 当該事故が発生した場合に、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行えるよう、体制を整える。

(下水道施設の復旧)

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲取便槽の破損で汚物等が流出する恐れがある。そのため、「公共下水道計画区域外」においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
------------	--

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮) [再掲]

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。

(下水道施設の復旧) [再掲]

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

(被災者のニーズへの対応、配慮)

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等に留意し、避難所運営等においては男女双方の視点に十分配慮するよ

う努める。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(地域防犯の仕組みづくり)

- 幅広い年代層の市民や企業等が防災・防犯活動に参加しやすい仕組みづくりについて検討する。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行う。
- 自治会や子ども会、防犯パトロール活動などの地域活動の維持を図るため、地域コミュニティ活性化に向けた市民の主体的な取組の支援を行う。

(自助力の向上)

- 災害に強い地域づくりを推進するため、「自らの命は自らで守る。」という災害対策の基本を啓発するとともに、総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(社会秩序の維持)

- 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、心理的動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	目標値
● 非常持ち出し品や食糧などを準備している市民の割合	%	27.2 (H28)	-	45.0 (R5)	50.0 (R9)
● 防災用資機材助成の申請率	%	79.7 (H28)	78.3 (R1)	92.6 (R5)	100.0 (R9)
● 危機管理体制が整い、安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	23.0 (H29)	-	40.0 (R5)	50.0 (R9)

3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（公共施設の適正な管理及び配置）[再掲]

- 市民サービスの水準を維持、充実させながら、公共施設の複合化、統廃合等を推進することにより、施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要となるコストの適正化を図る。
- 定期点検等に基づく施設の健全度の評価をもとに予防保全型の維持管理を実施することで、公共施設の目標使用年数をおおむね80年として長寿命化し、計画的に施設の安全性、利便性の確保を図る。

（公共施設等の耐震化）[再掲]

- 今後の施設改修等の際には、同時に吊り天井等の非構造部材の改修を実施するなど、効率的な手法を検討する。また、インフラ施設については、上下水道や橋梁等の耐震性を確認し、優先順位を設定した上で、順次耐震化を進める。

（発災に備えた資機材、人員などの配備）[再掲]

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

（広域応援体制の整備）[再掲]

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との締結を推進する。

(職員の人材育成と適正な人事管理)

- 職員がより高度な職務に対応でき、組織として成果達成に向けて、事務を適切かつ効率的に実施するため、職員研修の充実を図るとともに、人事及び人員管理を行う。
- 緊急防災要員や新規採用職員等に対し、防災要員研修を行う。

(災害応急対策要員の参集)

- 職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

(職員の派遣要請、応援要請)

- 市は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請する。
- 市は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村に対して、職員の派遣を要請する。
- 市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援を求める。
- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

(オープンスペースの活用)

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

(早期復興のための体制整備)

- 大規模災害時には、速やかに復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進められるよう、体制を整える。

(応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備)

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う。

(災害対策本部設置の基本方針)

- 市長は、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 要員（資機材等も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭に置いて行う。

(防災拠点等の電力確保)

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、非常用電源の耐震化や水害対策に努める。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 政策形成とマネジメント能力をもった職員を育てる研修などを受講し、有益と感じる職員の割合	%	93.8 (H28)	91.5 (R2)	95.0 (R5)	97.0 (R9)
● 江南市業務継続計画（地震対策編）の策定	-	策定 (H29)	更新 (R2)	毎年更新	

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(必要資源の適切配分の準備) [再掲]

- 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分できるよう準備しておく。

(ICT を活用した防災情報の提供)

- ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る。

(通信手段の確保・運用)

- 重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行えるようにする。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図れるようにする。

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

(通信手段の確保・運用) [再掲]

- 重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行えるようにする。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図れるようにする。

(情報公開と問い合わせ対応の事前準備)

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する。

(災害情報等の収集・伝達)

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めておく。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信

窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
------------	---

（避難行動要支援者に関する情報の把握と共有）〔再掲〕

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

（避難行動要支援者への情報伝達等）〔再掲〕

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

（ICTを活用した防災情報の提供）〔再掲〕

- ICTを活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICTを活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る。

（情報公開と問い合わせ対応の事前準備）〔再掲〕

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する。

（災害情報等の収集・伝達）〔再掲〕

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めておく。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する

情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

（ハザードマップの作成他、円滑かつ安全な避難行動の為の施策）〔再掲〕

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。

（ライフライン復旧予定時期の明示）

- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

＜重要業績指標（KPI）＞

指標名	単位	基準値	現状値	目標値
● 江南市防災ハンドブック作成	-	作成 (R2)	-	更新 (R7)

（５）経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

（事業所等への指示・要請）

- 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。

(早期の事業再開支援)

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

(企業における予防対策)

- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画 (Business Continuity Plan) の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する。

(迅速なライフラインの復旧) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から関係機関との連携を強化する等、事前の予防措置を講じる。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路の機能確保) [再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

(主要道路の維持管理) [再掲]

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕

を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。

- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

（橋梁等の維持管理）[再掲]

- 橋長2m以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

（駅周辺の整備）[再掲]

- 江南駅周辺では、市内各地からのアクセスの良さを活かすとともに、駅周辺の交通環境改善など都市基盤整備を進める。
- 布袋駅周辺では、駅前広場及び駅へのアクセス道路となる、交通結節点としての交通機能強化を図るための整備を推進し、良好な市街地を形成する。

（緊急輸送体制の確保）[再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

（都市計画道路の整備）[再掲]

- 道路交通ネットワークとなる都市計画道路などの整備を推進する。

5-4 食料等の安定供給の停滞

（緊急輸送道路の機能確保）[再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

(主要道路の維持管理) [再掲]

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。
- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

(橋梁等の維持管理) [再掲]

- 橋長2m以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

(早期の事業再開支援) [再掲]

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

(農業の安定経営支援及び農業用施設の適正管理)

- 農業経営の安定化を図るため、農業の振興、農地の保全管理及び指導を実施する。また、土地改良区が、農作物の生産性の向上のため行う、農業水利施設の整備と維持管理の支援をする。

(都市計画道路の整備) [再掲]

- 道路交通ネットワークとなる都市計画道路などの整備を推進する。

(水害防除対策の準備)

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業水利施設、農作物に対する迅速な措置ができるよう準備する。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 認定農業者数	人	30 (H28)	-	30 (R5)	30 (R9)
● 担い手への農地の利用集積面積	ha	8.2 (H28)	-	15 (R5)	20 (R9)

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮) [再掲]

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する。

(迅速なライフラインの復旧) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から関係機関との連携を強化する等、事前の予防措置を講じる。

(ライフライン復旧予定時期の明示) [再掲]

- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

(防災拠点等の電力確保) [再掲]

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、非常用電源の耐震化や水害対

策に努める。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(上水道管路の改良・整備)

- 管路の耐震化や老朽化を改善するため、基幹管路の更新や配水管の改良を着実に実施する。

(上水道配水施設の維持管理)

- 定期点検及び診断の結果に基づき設備の適切な維持管理及び修繕を実施し、更新については、保安部品供給期限等を考慮した上で実施する。
- アセットマネジメントの考え方に基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。

《重要業績指標 (KPI)》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 管路耐震適合率	%	50.9 (H28)	-	59.4 (R5)	64.1 (R9)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道管路施設の維持管理)

- 日本下水道協会の「下水道維持管理指針」に基づき、腐食の可能性のある箇所については、5年に1度の頻度で定期点検を実施する。
- 管路整備時には、地盤の耐震診断を実施し、必要に応じ液状化対策等を適切に実施する。

(下水道施設の復旧) [再掲]

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

(合併処理浄化槽への転換促進) [再掲]

- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲取便槽の破損で汚物等が流出する恐れがある。そのため、「公共下水道計画区域外」においては、災害に強い合併

処理浄化槽への転換を促進する。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

（緊急輸送道路の機能確保）〔再掲〕

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

（主要道路の維持管理）〔再掲〕

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。
- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

（橋梁等の維持管理）〔再掲〕

- 橋長2m以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

（駅周辺の整備）〔再掲〕

- 江南駅周辺では、市内各地からのアクセスの良さを活かすとともに、駅周辺の交通環境改善など都市基盤整備を進める。
- 布袋駅周辺では、駅前広場及び駅へのアクセス道路となる、交通結節点としての交通機能強化を図るための整備を推進し、良好な市街地を形成する。

（迅速なライフラインの復旧）〔再掲〕

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くこと

のできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から関係機関との連携を強化する等、事前の予防措置を講じる。

(緊急輸送体制の確保) [再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

(都市計画道路の整備) [再掲]

- 道路交通ネットワークとなる都市計画道路などの整備を推進する。

(交通機関に関連する二次災害への配慮)

- 自動車、鉄道等の高速交通機関の円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となると予測されるため、それらについても十分配慮・検討する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防火水槽の修繕・耐震化) [再掲]

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図る。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する。

(防災施設・設備の維持管理) [再掲]

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める。

(防災センターの維持管理)

- 防災センターは、災害発生時における応急活動等の拠点としての役割を担っているため、必要な備品及び施設の管理を実施する。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 消防水利の充足率	%	84.1 (H28)	84.5 (R2)	85.0 (R5)	85.4 (R9)

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

（災害時に求められる物資への留意と実情の考慮）[再掲]

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。

（公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進）

- 老朽化の進行した施設の改修や更新の際には、高齢者や障害者、妊婦や子ども連れも安心して利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備を推進する。

（具体的な施設の活用）

- スポーツ・レクリエーションにも適応した、誰もが気軽に利用できるスポーツ拠点と、災害時の避難所、地域内輸送拠点としての機能を併せ持った江南市スポーツプラザの有効活用を進める。

（農地などの未利用地の活用）

- 市街化区域内における農地などの未利用地について、災害時の避難場所としての機能の維持に配慮し、有効な土地利用の促進を図る。

（指定避難所の整備と市民の安全確保）

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生
-----	--

(建築物等の安全化) [再掲]

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

(防災訓練の実施) [再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(図上訓練等の対策・見直し) [再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する。

(迅速なライフラインの復旧) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から関係機関との連携を強化する等、事前の予防措置を講じる。

(市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発) [再掲]

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする。

(関係機関一体となった防災対策推進のための連携強化) [再掲]

- 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。
- 市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

(交通機関に関連する二次災害への配慮) [再掲]

- 自動車、鉄道等の高速交通機関の円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となると予測されるため、それらについても十分配慮・検討する。

(二次災害の防止)

- 地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(事故・火災等に対する予防対策)

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

(高圧ガス災害対策)

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施できるよう体制を整える。

(大規模火災の予防対策)

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の被害拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防措置を整える。

(被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備)

- 被災建築物・宅地の危険度判定等を迅速に行えるよう、体制を整える。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 自主防災会合同訓練の支援	地区	10 (H28)	10 (R1)	10 (R5)	10 (R9)
● 総合防災訓練の実施	回	1 (H28)	1 (R1)	1 (R5)	1 (R9)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（密集市街地の安全性確保）[再掲]

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀を撤去・改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

（緊急輸送道路の機能確保）[再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

（ライフラインの確保）[再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する。

7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

（防火水槽の修繕・耐震化）[再掲]

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難

となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火水の確保を図る。

- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する。

(防災施設・設備の維持管理) [再掲]

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕) [再掲]

- 台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていく。
- 点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行う。

《重要業績指標 (KPI) 》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 消防水利の充足率	%	84.1 (H28)	84.5 (R2)	85.0 (R5)	85.4 (R9)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(環境汚染による健康被害の防止対策) [再掲]

- 人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況を、早期に把握できる体制を整える。
- 当該事故が発生した場合に、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行えるよう、体制を整える。

(危険性物質対策)

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

(有害物質の調査)

- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。

7-5 農地等の被害による地域の荒廃

(農業の安定経営支援及び農業用施設の適正管理) [再掲]

- 農業経営の安定化を図るため、農業の振興、農地の保全管理及び指導を実施する。また、土地改良区が、農作物の生産性の向上のため行う、農業水利施設の整備と維持管理の支援をする。

(水害防除対策の準備) [再掲]

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業水利施設、農作物に対する迅速な措置ができるよう準備する。

(耕作放棄地への対策)

- 耕作放棄地を有効利用し、新規就農の促進を図るとともに、地元の野菜等を販売する産直施設の開設のほか、地場産業を用いた加工食品や土産物の開発、販売を行うなどの6次産業化に向けた支援を行う。

(農地等既存資源の保全と活用)

- 一団の農地などについては、現状の土地利用の保全に努め、既存コミュニティの維持や定住人口の確保が必要な既存集落などの区域では、地域の実情にあった適正な土地利用を図る。

(田園集落地の保全)

- 田園集落地は、既存集落と共生して、一団の農地の保全に努め、緑化機能の確保を図る。
- 市街化調整区域に広がる一団の農地は、営農の役割だけではなく、洪水などによる浸水被害の抑制や田園景観の形成等の様々な機能を有していることから、地域と協力して保全に努める。
- 市街化調整区域に広がる農用地区域を中心とした一団の農地は、本市の農業基盤としての役割だけでなく、緑化の機能や防災機能の観点からも適切な保全を図る。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 認定農業者数	人	30 (H28)	-	30 (R5)	30 (R9)
● 担い手への農地の利用集積面積	ha	8.2 (H28)	-	15 (R5)	20 (R9)

（８）社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（オープンスペースの活用）[再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

（最終処分場の点検・維持管理）

- 廃棄物処理施設技術管理者や専門業者による日常点検・定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。

（新ごみ処理施設の整備）

- 安心・安全なごみ処理の実現に向け、事業主体である尾張北部環境組合との連携により、広域的な処理をする新ごみ処理施設の整備を推進する。

（災害廃棄物の迅速な処理）

- 災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物の処理を推進する。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値
● 災害廃棄物処理計画の策定	-	策定 (R1)	-	必要に応じて見直し

8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

（職員の人材育成と適正な人事管理）〔再掲〕

- 職員がより高度な職務に対応でき、組織として成果達成に向けて、事務を適切かつ効率的に実施するため、職員研修の充実を図るとともに、人事及び人員管理を行う。
- 緊急防災要員や新規採用職員等に対し、防災要員研修を行う。

（補助制度の継続・連携推進）

- 耐震・減災事業に対する補助制度の継続や、専門的技術をもつ職員や豊富な知識・経験をもつ民間組織と行政の連携を推進する。

（支援協定の締結促進）

- 事業者（民間企業）、団体、他の行政機関等と、大規模災害時における応援・支援協定の締結を進めることで、連携強化を図り、災害時に備える。

（帰宅困難者対応を含めた防災対策の推進）〔再掲〕

- 帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立を図る。

（被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備）〔再掲〕

- 被災建築物・宅地の危険度判定等を迅速に行えるよう、体制を整える。

（防災に関する研究、普及啓発の継続）

- 社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続ける。
- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れるなど、総合的な地震防災対策の実施に結び付け、被害低減策の検討を継続的に実施する。

（応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備）〔再掲〕

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う。

(ボランティア活動の円滑化)

- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるとともに、災害ボランティアセンターを設置するために必要な資機材の確保に努める。
- ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者の調整役となるコーディネーターの確保に努める。

(障害者・高齢者・女性等の参画促進)

- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

(学校における対策)

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、私立学校設置者が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

《重要業績指標 (KPI) 》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 政策形成とマネジメント能力をもった職員を育てる研修などを受講し、有益と感じる職員の割合	%	93.8 (H28)	91.5 (R2)	95.0 (R5)	97.0 (R9)
● 民間での建築確認割合	%	99.0 (H28)	-	99.0 (R5)	99.0 (R9)
● 耐震診断の診断実施済棟数	棟	2,580 (H28)	-	3,500 (R5)	4,000 (R9)
● 徒歩帰宅支援マップの更新	-	更新 (H30)	-	次回更新 (R4)	
● 江南市業務継続計画（地震対策編）の策定	-	策定 (H29)	更新 (R2)	毎年更新	
● ボランティアコーディネーター養成講座の実施	回	1 (H28)	1 (R2)	1 (R5)	1 (R9)

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(水害に強い都市づくり) [再掲]

- 国・県・近隣自治体などとの関係機関と一体となって、河川の調節池整備や河川・排水路の改修を進める。

(雨水流出抑制施設の整備) [再掲]

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策する。
- 市民に対し雨水貯留槽、浸透トレンチ、雨水浸透柵、透水性舗装などの雨水貯留浸透施設と浸水防止施設の設置に対し、補助金を交付することで普及を図る。
- 総合治水対策を推進するため、学校や公共施設などへ雨水流出抑制施設を整備し、また、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置に対し、補助金を交付することで市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する。

(雨水流出抑制施設の設置の指導) [再掲]

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕) [再掲]

- 台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていく。
- 点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行う。

(河川等の改修・整備) [再掲]

- 国が管理する木曾川や、県が管理している青木川、五条川、日光川の整備を促進する。
- 市管理の準用河川般若川の整備を促進し、適切に維持管理する。

- 施設台帳や点検要領を整備し、点検結果に基づき計画的な管理を図る。

(氾濫水による被害拡大防止) [再掲]

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。

(地盤災害の予防)

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める。

(地盤沈下地域の的確な把握)

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する。

(地盤沈下の予防)

- 降雨により発生する地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。

《重要業績指標 (KPI) 》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 河川等が整備され、安心して暮らしていると感じる市民の割合	%	48.7 (H28)	-	60.0 (R5)	67.0 (R9)
● 雨水流出抑制施設整備率	%	65.4 (H28)	65.4 (R2)	69.3 (R5)	77.0 (R9)
● 雨水貯留浸透施設設置費補助金申請累計件数	件	1,132 (H28)	1,246 (R2)	2,190 (R5)	2,980 (R9)

(発災に備えた資機材、人員などの配備) [再掲]

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(地盤災害の予防) [再掲]

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める。

(復興計画の基本方針)

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

(避難生活や生活再建への支援)

- 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。
- 市は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金の支給に関する業務を行う。

(大規模災害からの円滑・迅速な復興)

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(災害時の住宅対策)

- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（郷土学習の充実）

- 身近な自然環境を活用した学び・体験による郷土学習など、良好な子育て環境の充実に向けて検討する。

（文化財の保護）

- 郷土の歴史や文化財への市民の関心を深めるため、文化財の保護及び活用をする。

《重要業績指標（KPI）》

指標名	単位	基準値	現状値	目標値	
● 文化財普及事業への参加者数	人	9,345 (H28)	-	9,600 (R5)	10,000 (R9)
● 指定・登録文化財の数	件	国指定 5 県指定 9 市指定 95 国登録 3 (H28)	-	国指定 5 県指定 9 市指定 96 国登録 4 (R5)	国指定 5 県指定 9 市指定 96 国登録 4 (R9)

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（オープンスペースの活用）[再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

（早期の事業再開支援）[再掲]

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとと

もに、関係団体等の支援情報を取りまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

(地盤災害の予防) [再掲]

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める。

(復興計画の基本方針) [再掲]

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

(災害時の住宅対策) [再掲]

- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

(産業用地の確保)

- 幹線道路の沿線など利便性の高い地域については、周辺環境と調和して、産業用地の確保を図る。

(復興体制の構築)

- 震災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合などにおいて、市民との合意形成を図りつつ、市街地の迅速な復興に向けた震災復興都市計画の事務に取り組めるよう体制の構築を進める。

2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

10の施策分野（6の個別施策分野／4の横断的分野）ごとの推進方針を以下に示す。これら10の推進方針は、8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部課等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

6の個別施策分野ごとにまとめた推進方針は以下のとおりである。

①行政機能／消防等

（密集市街地の安全性確保）【1-1】【1-2】【7-2】

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀を撤去・改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

（住宅等の耐震化の促進）【1-1】

- 江南市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化及び減災化の実施に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 建築に関する審査、指導や建築物の耐震化を促進する。
- 地震による被害を減らすために、住宅や建築物の倒壊を防ぎ、耐震性を確保して被害の軽減を図る。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

(空き家対策の推進)【1-1】

- 江南市空き家等対策計画に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 広報・ホームページ・パンフレット等を活用し、空き家所有者へ必要な知識の周知・啓発を行う。
- 空き家総合相談窓口や江南市空き家バンクを活用し、利活用の促進を図る。
- 江南市危険空き家解体工事費補助金制度を活用し、危険な状態の空き家の解体を促す。
- 管理不全の空き家の所有者に対しては、江南市空き家等対策計画のフローに基づき、指導等を行う。

(公共施設の適正な管理及び配置)【1-1】【3-2】

- 市民サービスの水準を維持、充実させながら、公共施設の複合化、統廃合等を推進することにより、施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要なコストの適正化を図る。
- 定期点検等に基づく施設の健全度の評価をもとに予防保全型の維持管理を実施することで、公共施設の目標使用年数をおおむね 80 年として長寿命化し、計画的に施設の安全性、利便性の確保を図る。

(公共施設等の耐震化)【1-1】【3-2】

- 今後の施設改修等の際には、同時に吊り天井等の非構造部材の改修を実施するなど、効率的な手法を検討する。また、インフラ施設については、上下水道や橋梁等の耐震性を確認し、優先順位を設定した上で、順次耐震化を進める。

(建築物等の安全化)【1-1】【1-2】【7-1】

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

(防災訓練の実施)【1-1】【1-2】【1-3】【7-1】

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(図上訓練等の対策・見直し)【1-1】【1-2】【1-3】【7-1】

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

(防火管理業務の向上)【1-2】【2-2】

- 事業者防火管理業務を適切に行わせるため、防火管理者を選任させる。
- 防火対象物や危険物施設を適切に維持管理させるため、立入検査を実施し指導する。

(防火水槽の修繕・耐震化)【1-2】【6-5】【7-3】

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図る。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する。

(防災施設・設備の維持管理)【1-2】【6-5】【7-3】

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める。

(危険物・危険物施設等の安全確保)【1-2】

- 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

(水害に強い都市づくり)【1-3】【8-3】

- 国・県・近隣自治体などとの関係機関と一体となって、河川の調節池整備や河川・排水路の改修を進める。

(雨水流出抑制施設の整備)【1-3】【8-3】

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策する。
- 市民に対し雨水貯留槽、浸透トレンチ、雨水浸透柵、透水性舗装などの雨水貯留浸透施設と浸水防止施設の設置に対し、補助金を交付することで普及を図る。

- 総合治水対策を推進するため、学校や公共施設などへ雨水流出抑制施設を整備し、また、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置に対し、補助金を交付することで市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する。

(雨水流出抑制施設の設置の指導)【1-3】【8-3】

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕)【1-3】【7-3】【8-3】

- 台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていく。
- 点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行う。

(河川等の改修・整備)【1-3】【8-3】

- 国が管理する木曽川や、県が管理している青木川、五条川、日光川の整備を促進する。
- 市管理の準用河川般若川の整備を促進し、適切に維持管理する。
- 施設台帳や点検要領を整備し、点検結果に基づき計画的な管理を図る。

(氾濫水による被害拡大防止)【1-3】【8-3】

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。

(水害リスクに関する情報の提供)【1-3】

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

(避難情報等の発令基準等の設定)【1-2】【1-3】

- 避難情報等を適切に発令するため、対象とする災害、対象とする区域、発令基準の設

定に努める。

(物資備蓄量・調達量の確認)【2-1】

- 市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について主な品目別に確認する。

(発災に備えた資機材、人員などの配備)【2-1】【3-2】【8-4】

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮)【2-1】【2-6】【6-1】【6-6】

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する。

(防災ヘリコプターの活用)【2-1】【2-2】

- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請し、防災ヘリコプターを活用できるようにしておく。

(必要資源の適切配分の準備)【2-1】【4-1】

- 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分できるよう準備しておく。

(災害弱者の支援)【2-2】

- 安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守りや地域で子育て支援を行う仕組み・体制づくりを検討する。
- 外国人も暮らしやすく、住み続けられるまちとして、日常的な交流や相談ができる環境づくりについて検討する。
- 高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域住民、地域団体、事業所等の協力による交流活動や見守りを行うほか、高齢者家庭への緊急通報装置の設置を進めるなど、高齢者が地域で安心して生活ができる体制の強化、推進を図る。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行うとともに、災害時の乳児専用の避難所の開設や ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行

動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を目指す。

- 国際交流協会と連携し、外国人居住者のための言葉や子育て、子供の進路等に係る相談サービスの充実を図る。
- 外国人居住者と地域住民との交流促進のため、日常的な交流を図り互いの理解を深めるため、国際交流協会などによる交流事業を定期的で開催し、地域住民同士が支え合える環境づくりに向けた支援を行う。
- 障害者が安心・安全な生活を送るため、適切な相談支援体制を構築する。
- 高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大についても十分配慮検討する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 高齢者、障害者、乳幼児、女性、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

(地域の防災力の向上)【2-2】

- 自主防災会を中心に、自主防災活動が活発に行われるよう、防災リーダーの講習会など人材育成・確保の取組を継続する。
- 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育及び広報する。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(地域における自助・共助の促進)【2-2】

- 市民が安心して暮らすための自助・共助の理解を深め、自然災害などへの備えや日常的な地域の防犯、交通安全など、災害・緊急時だけでなく日常生活においても、地域社会を構成する様々な団体や市民同士がともに助け合い、高齢者、障害者や外国人居住者などを含め、相互に見守り、地域で支え合う地域福祉の意識をもったコミュニティの育成を図る。
- 一人ひとりの支え合いの意識の醸成を図り、安心して地域で暮らし続けられることを通じて、健全で持続的なコミュニティの維持による「安心・安全なまち」を実現する。
- 稀に発生する大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な

主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

(市民への消防・救急に関する啓発活動)【2-2】

- 火災や地震などの発生も予想される中、発災直後の現場では、市民の知識や対応力が極めて重要となることから、救命率向上のための応急手当講習の普及啓発を行う。
- 救急・救助や火災などの災害に際し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対応し、消防・救急体制の充実強化や市民の防火意識向上を図る啓発を行う。

(消防体制の再構築)【2-2】

- 災害の多様化・大規模化に対応するため消防体制の再構築を図る。

(消防の広域化)【2-2】

- 消防指令業務の共同運用の効果検証を踏まえ、消防の広域化に取り組み、消防・救急体制のいっそうの充実を図る。
- 近隣団体との消防広域化や、民間の医療機関との連携による消防・救急体制の強化や施設整備の必要性について検討する。

(救急救命士の養成)【2-2】

- 救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成を実施する。

(消防団の充実強化)【2-2】

- 消防団への女性や大学生等の入団を促進するとともに、消防団員の技術の向上に努め、消防団の充実強化を図るなど、互いが連携し活動できる体制を整備することで、地域防災の充実に努める。
- 女性消防団員の装備・活動支援等の充実に取り組み、地域防災力の向上を図る。

(複合災害の発生可能性の認識)【2-2】

- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発

生可能性を認識し、備える。

(自衛隊の災害派遣)【2-2】

- 市は、自ら保有する手段では対応が困難となる場合に備え、自衛隊の災害派遣要請等の手続き及び各事項について整備する。

(市民、事業者あげての出火防止と初期消火の啓発)【1-2】【2-2】【7-1】

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行えるようにする。

(避難行動要支援者に関する情報の把握と共有)【2-2】【2-4】【4-3】

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

(避難行動要支援者への情報伝達等)【2-2】【2-4】【4-3】

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

(広域応援体制の整備)【2-2】【3-2】

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との締結を推進する。

(関係機関一体となった防災対策推進のための連携強化)【2-2】【7-1】

- 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。
- 市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

(帰宅困難者の集中による混乱発生防止)【2-3】

- 災害発生直後は「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める。また、一斉帰

宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(緊急輸送体制の確保)【2-1】【2-4】【5-3】【6-4】

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

(被災者のニーズへの対応、配慮)【2-6】

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等に留意し、避難所運営等においては男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(地域防犯の仕組みづくり)【3-1】

- 幅広い年代層の市民や企業等が防災・防犯活動に参加しやすい仕組みづくりについて検討する。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行う。
- 自治会や子ども会、防犯パトロール活動などの地域活動の維持を図るため、地域コミュニティ活性化に向けた市民の主体的な取組の支援を行う。

(自助力の向上)【3-1】

- 災害に強い地域づくりを推進するため、「自らの命は自らで守る。」という災害対策の基本を啓発するとともに、総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(社会秩序の維持)【3-1】

- 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、心理的動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める。

(職員の人材育成と適正な人事管理)【3-2】【8-2】

- 職員がより高度な職務に対応でき、組織として成果達成に向けて、事務を適切かつ効率的に実施するため、職員研修の充実を図るとともに、人事及び人員管理を行う。
- 緊急防災要員や新規採用職員等に対し、防災要員研修を行う。

(災害応急対策要員の参集)【3-2】

- 職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

(職員の派遣要請、応援要請)【3-2】

- 市は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請する。
- 市は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村に対して、職員の派遣を要請する。
- 市は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援を求める。
- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

(早期復興のための体制整備)【3-2】

- 大規模災害時には、速やかに復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進められるよう、体制を整える。

(応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備)【3-2】【8-2】

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う。

(災害対策本部設置の基本方針)【3-2】

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 要員(資機材等も含む)の配置等については、複合災害の発生も念頭に置いて行う。

(ICT を活用した防災情報の提供)【4-1】【4-3】

- ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る。

(通信手段の確保・運用)【4-1】【4-2】

- 重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行えるようにする。
- 迅速かつ確かな情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図れるようにする。

(情報公開と問い合わせ対応の事前準備)【4-2】【4-3】

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する。

(災害情報等の収集・伝達)【4-2】【4-3】

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ確かな収集、伝達の要領等について定めておく。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

(ハザードマップの作成他、円滑かつ安全な避難行動の為の施策)【1-3】【4-3】

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。

(上水道配水施設の維持管理)【6-2】

- 定期点検及び診断の結果に基づき設備の適切な維持管理及び修繕を実施し、更新については、保安部品供給期限等を考慮した上で実施する。
- アセットマネジメントの考え方にに基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。

(防災センターの維持管理)【6-5】

- 防災センターは、災害発生時における応急活動等の拠点としての役割を担っているため、必要な備品及び施設の管理を実施する。

(具体的な施設の活用)【6-6】

- スポーツ・レクリエーションにも適応した、誰もが気軽に利用できるスポーツ拠点と、災害時の避難所、地域内輸送拠点としての機能を併せ持った江南市スポーツプラザの有効活用を進める。

(農地などの未利用地の活用)【6-6】

- 市街化区域内における農地などの未利用地について、災害時の避難場所としての機能の維持に配慮し、有効な土地利用の促進を図る。

(指定避難所の整備と市民の安全確保)【6-6】

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。

(二次災害の防止)【7-1】

- 地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(事故・火災等に対する予防対策)【7-1】

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

(大規模火災の予防対策)【7-1】

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の被害拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防措置を整える。

(補助制度の継続・連携推進)【8-2】

- 耐震・減災事業に対する補助制度の継続や、専門的技術をもつ職員や豊富な知識・経験をもつ民間組織と行政の連携を推進する。

(支援協定の締結促進)【8-2】

- 事業者（民間企業）、団体、他の行政機関等と、大規模災害時における応援・支援協定の締結を進めることで、連携強化を図り、災害時に備える。

(帰宅困難者対応を含めた防災対策の推進)【2-3】【8-2】

- 帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立を図る。

(防災に関する研究、普及啓発の継続)【8-2】

- 社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続ける。
- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れるなど、総合的な地震防災対策の実施に結び付け、被害低減策の検討を継続的に実施する。

(学校における対策)【8-2】

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、私立学校設置者が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

(避難生活や生活再建への支援)【8-4】

- 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。
- 市は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金

の支給に関する業務を行う。

(大規模災害からの円滑・迅速な復興)【8-4】

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(受援体制の整備)【2-1】【2-2】

- 円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等の見直しをはじめ、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める。
- 「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」及び江南市災害時受援計画に基づき、被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動、避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動並びに災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動を実施する。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成推進)【1-3】

- 市民の生命を守るため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進する。

(洪水避難ビル(洪水時の指定緊急避難場所)の確保)【1-3】

- 市民の生命を守るため、想定最大規模の降雨による洪水に備え、洪水避難ビル(洪水時の指定緊急避難場所)の指定を推進する。

(防災拠点等の電力確保)【3-2】【6-1】

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、非常用電源の耐震化や水害対策に努める。

②住宅・都市・交通

(密集市街地の安全性確保)【1-1】【1-2】【7-2】[再掲]

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀

を撤去・改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める。

- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

（住宅等の耐震化の促進）【1-1】〔再掲〕

- 江南市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化及び減災化の実施に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 建築に関する審査、指導や建築物の耐震化を促進する。
- 地震による被害を減らすために、住宅や建築物の倒壊を防ぎ、耐震性を確保して被害の軽減を図る。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

（空き家対策の推進）【1-1】〔再掲〕

- 江南市空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 広報・ホームページ・パンフレット等を活用し、空き家所有者へ必要な知識の周知・啓発を行う。
- 空家総合相談窓口や江南市空き家バンクを活用し、利活用の促進を図る。
- 江南市危険空き家解体工事費補助金制度を活用し、危険な状態の空き家の解体を促す。
- 管理不全の空き家の所有者に対しては、江南市空家等対策計画のフローに基づき、指導等を行う。

（公共施設の適正な管理及び配置）【1-1】【3-2】〔再掲〕

- 市民サービスの水準を維持、充実させながら、公共施設の複合化、統廃合等を推進することにより、施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要となるコストの適正化を図る。
- 定期点検等に基づく施設の健全度の評価をもとに予防保全型の維持管理を実施することで、公共施設の目標使用年数をおおむね 80 年として長寿命化し、計画的に施設の安全性、利便性の確保を図る。

（公共施設等の耐震化）【1-1】【3-2】〔再掲〕

- 今後の施設改修等の際には、同時に吊り天井等の非構造部材の改修を実施するなど、

効率的な手法を検討する。また、インフラ施設については、上下水道や橋梁等の耐震性を確認し、優先順位を設定した上で、順次耐震化を進める。

(建築物等の安全化)【1-1】【1-2】【7-1】[再掲]

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

(水害に強い都市づくり)【1-3】【8-3】[再掲]

- 国・県・近隣自治体などとの関係機関と一体となって、河川の調節池整備や河川・排水路の改修を進める。

(雨水流出抑制施設の整備)【1-3】【8-3】[再掲]

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策する。
- 市民に対し雨水貯留槽、浸透トレンチ、雨水浸透柵、透水性舗装などの雨水貯留浸透施設と浸水防止施設の設置に対し、補助金を交付することで普及を図る。
- 総合治水対策を推進するため、学校や公共施設などへ雨水流出抑制施設を整備し、また、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置に対し、補助金を交付することで市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する。

(雨水流出抑制施設の設置の指導)【1-3】【8-3】[再掲]

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕)【1-3】【7-3】【8-3】[再掲]

- 台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていく。
- 点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行う。

（上水道管路の改良・整備）【6-2】

- 管路の耐震化や老朽化を改善するため、基幹管路の更新や配水管の改良を着実に実施する。

（上水道配水施設の維持管理）【6-2】〔再掲〕

- 定期点検及び診断の結果に基づき設備の適切な維持管理及び修繕を実施し、更新については、保安部品供給期限等を考慮した上で実施する。
- アセットマネジメントの考え方にに基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。

（下水道管路施設の維持管理）【6-3】

- 日本下水道協会の「下水道維持管理指針」に基づき、腐食の可能性がある箇所については、5年に1度の頻度で定期点検を実施する。
- 管路整備時には、地盤の耐震診断を実施し、必要に応じ液状化対策等を適切に実施する。

（緊急輸送道路の機能確保）【2-1】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】【7-2】

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する。

（主要道路の維持管理）【2-1】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。
- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく5年に1度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

（橋梁等の維持管理）【2-1】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】

- 橋長2m以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、

適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

(鉄道駅へのアクセス向上)【2-3】

- 鉄道駅への公共交通や自転車によるアクセス性向上を図り、各地区間や鉄道駅とのネットワーク化などを推進する。

(帰宅困難者の集中による混乱発生防止)【2-3】[再掲]

- 災害発生直後は「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(駅周辺の整備)【2-4】【5-3】【6-4】

- 江南駅周辺では、市内各地からのアクセスの良さを活かすとともに、駅周辺の交通環境改善など都市基盤整備を進める。
- 布袋駅周辺では、駅前広場及び駅へのアクセス道路となる、交通結節点としての交通機能強化を図るための整備を推進し、良好な市街地を形成する。

(緊急輸送体制の確保)【2-1】【2-4】【5-3】【6-4】[再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

(都市計画道路の整備)【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】

- 道路交通ネットワークとなる都市計画道路などの整備を推進する。

(オープンスペースの活用)【3-2】【8-1】【8-6】

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

(交通機関に関連する二次災害への配慮)【6-4】【7-1】

- 自動車、鉄道等の高速交通機関の円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となると予測されるため、それらについても十分配慮・検討する。

(被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備)【7-1】【8-2】

- 被災建築物・宅地の危険度判定等を迅速に行えるよう、体制を整える。

(地盤災害の予防)【8-3】【8-4】【8-6】

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める。

(地盤沈下地域の的確な把握)【8-3】

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する。

(地盤沈下の予防)【8-3】

- 降雨により発生する地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。

(復興計画の基本方針)【8-4】【8-6】

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

(避難生活や生活再建への支援)【8-4】[再掲]

- 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。
- 市は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金の支給に関する業務を行う。

(大規模災害からの円滑・迅速な復興)【8-4】[再掲]

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(災害時の住宅対策)【8-4】【8-6】

- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

(産業用地の確保)【8-6】

- 幹線道路の沿線など利便性の高い地域については、周辺環境と調和して、産業用地の確保を図る。

(復興体制の構築)【8-6】

- 震災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合などにおいて、市民との合意形成を図りつつ、市街地の迅速な復興に向けた震災復興都市計画の事務に取り組めるよう体制の構築を進める。

③保健医療・福祉

(乳児用備蓄品の整備)【2-1】

- 飲料水やアルファ化米などの備蓄品に加え、粉ミルク、紙おむつなど乳児が避難した場合に必要な備蓄品を整備に努める。

(災害弱者の支援)【2-2】[再掲]

- 安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守りや地域で子育て支援を行う仕組み・体制づくりを検討する。
- 外国人も暮らしやすく、住み続けられるまちとして、日常的な交流や相談ができる環境づくりについて検討する。
- 高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域住民、地域団体、事業所等の協力による交流活動や見守りを行うほか、高齢者家庭への緊急通報装置の設置を進めるなど、高齢者が地域で安心して生活ができる体制の強化、推進を図る。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行うとともに、災害時の乳児専用の避難所の開設や ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづ

くりに向けて取り組む。

- ICTを活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を目指す。
- 国際交流協会と連携し、外国人居住者のための言葉や子育て、子供の進路等に係る相談サービスの充実を図る。
- 外国人居住者と地域住民との交流促進のため、日常的な交流を図り互いの理解を深めるため、国際交流協会などによる交流事業を定期的で開催し、地域住民同士が支え合える環境づくりに向けた支援を行う。
- 障害者が安心・安全な生活を送るため、適切な相談支援体制を構築する。
- 高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大についても十分配慮検討する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 高齢者、障害者、乳幼児、女性、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

（避難行動要支援者に関する情報の把握と共有）【2-2】【2-4】【4-3】[再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

（避難行動要支援者への情報伝達等）【2-2】【2-4】【4-3】[再掲]

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

（医療救護の協力体制の確立）【2-4】

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立に努める。

（感染症流行の未然防止）【2-5】

- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症流行の未然防止を平時より図る。

（環境汚染による健康被害の防止対策）【2-5】【7-4】

- 人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況を、早期

に把握できる体制を整える。

- 当該事故が発生した場合に、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行えるよう、体制を整える。

(下水道施設の復旧)【2-5】【2-6】【6-3】

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

(被災者のニーズへの対応、配慮)【2-6】【再掲】

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等に留意し、避難所運営等においては男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

④産業・経済・エネルギー

(ライフラインの確保)【2-1】【5-2】【6-1】【7-1】【7-2】

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する。

(迅速なライフラインの復旧)【2-1】【5-2】【6-1】【6-4】【7-1】

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、日頃から関係機関との連携を強化する等、事前の予防措置を講じる。

(ライフライン復旧予定時期の明示)【4-3】【6-1】

- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。

(事業所等への指示・要請)【5-1】

- 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置につい

て指示、要請又は勧告を行う。

（早期の事業再開支援）【5-1】【5-4】【8-6】

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

（企業における予防対策）【5-1】

- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める。

（農業の安定経営支援及び農業用施設の適正管理）【5-4】【7-5】

- 農業経営の安定化を図るため、農業の振興、農地の保全管理及び指導を実施する。また、土地改良区が、農作物の生産性の向上のため行う、農業水利施設の整備と維持管理の支援をする。

（水害防除対策の準備）【5-4】【7-5】

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業水利施設、農作物に対する迅速な措置ができるよう準備する。

（農地などの未利用地の活用）【6-6】〔再掲〕

- 市街化区域内における農地などの未利用地について、災害時の避難場所としての機能の維持に配慮し、有効な土地利用の促進を図る。

（高圧ガス災害対策）【7-1】

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施できるよう体制を整える。

（危険性物質対策）【7-4】

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

(耕作放棄地への対策)【7-5】

- 耕作放棄地を有効利用し、新規就農の促進を図るとともに、地元の野菜等を販売する産直施設の開設のほか、地場産業を用いた加工食品や土産物の開発、販売を行うなどの6次産業化に向けた支援を行う。

(農地等既存資源の保全と活用)【7-5】

- 一団の農地などについては、現状の土地利用の保全に努め、既存コミュニティの維持や定住人口の確保が必要な既存集落などの区域では、地域の実情にあった適正な土地利用を図る。

(田園集落地の保全)【7-5】

- 田園集落地は、既存集落と共生して、一団の農地の保全に努め、緑化機能の確保を図る。
- 市街化調整区域に広がる一団の農地は、営農の役割だけではなく、洪水などによる浸水被害の抑制や田園景観の形成等の様々な機能を有していることから、地域と協力して保全に努める。
- 市街化調整区域に広がる農用地区域を中心とした一団の農地は、本市の農業基盤としての役割だけでなく、緑化の機能や防災機能の観点からも適切な保全を図る。

(最終処分場の点検・維持管理)【8-1】

- 廃棄物処理施設技術管理者や専門業者による日常点検・定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。

(産業用地の確保)【8-6】[再掲]

- 幹線道路の沿線など利便性の高い地域については、周辺環境と調和して、産業用地の確保を図る。

⑤情報通信

(防災ヘリコプターの活用)【2-1】【2-2】[再掲]

- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請し、防災ヘリコプターを活用できるようにしておく。

(必要資源の適切配分の準備)【2-1】【4-1】[再掲]

- 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源

を適切に配分できるよう準備しておく。

(ICT を活用した防災情報の提供)【4-1】【4-3】[再掲]

- ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る。

(通信手段の確保・運用)【4-1】【4-2】[再掲]

- 重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行えるようにする。
- 迅速かつ確かな情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図れるようにする。

(情報公開と問い合わせ対応の事前準備)【4-2】【4-3】[再掲]

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する。

(災害情報等の収集・伝達)【4-2】【4-3】[再掲]

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ確かな収集、伝達の要領等について定めておく。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加

え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

(危険性物質対策)【7-4】[再掲]

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

⑥環境

(雨水流出抑制施設の整備)【1-3】【8-3】[再掲]

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策する。
- 市民に対し雨水貯留槽、浸透トレンチ、雨水浸透柵、透水性舗装などの雨水貯留浸透施設と浸水防止施設の設置に対し、補助金を交付することで普及を図る。
- 総合治水対策を推進するため、学校や公共施設などへ雨水流出抑制施設を整備し、また、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置に対し、補助金を交付することで市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する。

(雨水流出抑制施設の設置の指導)【1-3】【8-3】[再掲]

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する。

(下水道管路施設の維持管理)【6-3】[再掲]

- 日本下水道協会の「下水道維持管理指針」に基づき、腐食の可能性のある箇所については、5年に1度の頻度で定期点検を実施する。
- 管路整備時には、地盤の耐震診断を実施し、必要に応じ液状化対策等を適切に実施する。

(感染症流行の未然防止)【2-5】[再掲]

- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症流行の未然防止を平時より図る。

(環境汚染による健康被害の防止対策)【2-5】【7-4】[再掲]

- 人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況を、早期に把握できる体制を整える。
- 当該事故が発生した場合に、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行えるよう、体制を整える。

(下水道施設の復旧)【2-5】【2-6】【6-3】[再掲]

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

(オープンスペースの活用)【3-2】【8-1】【8-6】[再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する。

(農業の安定経営支援及び農業用施設の適正管理)【5-4】【7-5】[再掲]

- 農業経営の安定化を図るため、農業の振興、農地の保全管理及び指導を実施する。また、土地改良区が、農作物の生産性の向上のため行う、農業水利施設の整備と維持管理の支援をする。

(水害防除対策の準備)【5-4】【7-5】[再掲]

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業水利施設、農作物に対する迅速な措置ができるよう準備する。

(有害物質の調査)【7-4】

- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する

(耕作放棄地への対策)【7-5】[再掲]

- 耕作放棄地を有効利用し、新規就農の促進を図るとともに、地元の野菜等を販売する産直施設の開設のほか、地場産業を用いた加工食品や土産物の開発、販売を行うなど

の6次産業化に向けた支援を行う。

(農地等既存資源の保全と活用)【7-5】[再掲]

- 一団の農地などについては、現状の土地利用の保全に努め、既存コミュニティの維持や定住人口の確保が必要な既存集落などの区域では、地域の実情にあった適正な土地利用を図る。

(田園集落地の保全)【7-5】[再掲]

- 田園集落地は、既存集落と共生して、一団の農地の保全に努め、緑化機能の確保を図る。
- 市街化調整区域に広がる一団の農地は、営農の役割だけではなく、洪水などによる浸水被害の抑制や田園景観の形成等の様々な機能を有していることから、地域と協力して保全に努める。
- 市街化調整区域に広がる農用地区域を中心とした一団の農地は、本市の農業基盤としての役割だけでなく、緑化の機能や防災機能の観点からも適切な保全を図る。

(最終処分場の点検・維持管理)【8-1】[再掲]

- 廃棄物処理施設技術管理者や専門業者による日常点検・定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。

(新ごみ処理施設の整備)【8-1】

- 安心・安全なごみ処理の実現に向け、事業主体である尾張北部環境組合との連携により、広域的な処理をする新ごみ処理施設の整備を推進する。

(災害廃棄物の迅速な処理)【8-1】

- 災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物の処理を推進する。

(地盤災害の予防)【8-3】【8-4】【8-6】[再掲]

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める。

(地盤沈下地域の的確な把握)【8-3】[再掲]

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する。

(地盤沈下の予防)【8-3】[再掲]

- 降雨により発生する地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。

(郷土学習の充実)【8-5】

- 身近な自然環境を活用した学び・体験による郷土学習など、良好な子育て環境の充実に向けて検討する。

(合併処理浄化槽への転換促進)【2-5】【6-3】

- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲取便槽の破損で汚物等が流出する恐れがある。そのため、「公共下水道計画区域外」においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

(2) 横断的分野

4の横断的分野ごとにまとめた推進方針は以下のとおりである。

①リスクコミュニケーション

(防災訓練の実施)【1-1】【1-2】【1-3】【7-1】[再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 市、県及び国は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(図上訓練等の対策・見直し)【1-1】【1-2】【1-3】【7-1】[再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

(水害リスクに関する情報の提供)【1-3】[再掲]

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

(避難情報等の発令基準等の設定)【1-2】【1-3】[再掲]

- 避難情報等を適切に発令するため、対象とする災害、対象とする区域、発令基準の設定に努める。

(地域の防災力の向上)【2-2】[再掲]

- 自主防災会を中心に、自主防災活動が活発に行われるよう、防災リーダーの講習会など人材育成・確保の取組を継続する。
- 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育及び広報する。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(地域における自助・共助の促進)【2-2】[再掲]

- 市民が安心して暮らすための自助・共助の理解を深め、自然災害などへの備えや日常的な地域の防犯、交通安全など、災害・緊急時だけでなく日常生活においても、地域社会を構成する様々な団体や市民同士がともに助け合い、高齢者、障害者や外国人居住者などを含め、相互に見守り、地域で支え合う地域福祉の意識をもったコミュニティの育成を図る。
- 一人ひとりの支え合いの意識の醸成を図り、安心して地域で暮らし続けられることを通じて、健全で持続的なコミュニティの維持による「安心・安全なまち」を実現する。
- 稀に発生する大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

(複合災害の発生可能性の認識)【2-2】[再掲]

- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備える。

(自助力の向上)【3-1】[再掲]

- 災害に強い地域づくりを推進するため、「自らの命は自らで守る。」という災害対策の基本を啓発するとともに、総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(ICTを活用した防災情報の提供)【4-1】【4-3】[再掲]

- ICTを活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。

- ICTを活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る。

(情報公開と問い合わせ対応の事前準備)【4-2】【4-3】[再掲]

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する。

(災害情報等の収集・伝達)【4-2】【4-3】[再掲]

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めておく。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

(ハザードマップの作成他、円滑かつ安全な避難行動の為に実施)【1-3】【4-3】[再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。

(指定避難所の整備と市民の安全確保)【6-6】[再掲]

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める。

(危険性物質対策)【7-4】[再掲]

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

(応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備)【3-2】【8-2】[再掲]

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成推進)【1-3】[再掲]

- 市民の生命を守るため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進する。

(洪水避難ビル(洪水時の指定緊急避難場所)の確保)【1-3】[再掲]

- 市民の生命を守るため、想定最大規模の降雨による洪水に備え、洪水避難ビル(洪水時の指定緊急避難場所)の指定を推進する。

②人材育成

(防火管理業務の向上)【1-2】【2-2】[再掲]

- 事業者防火管理業務を適切に行わせるため、防火管理者を選任させる。
- 防火対象物や危険物施設を適切に維持管理させるため、立入検査を実施し指導する。

(危険物・危険物施設等の安全確保)【1-2】[再掲]

- 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

(地域における自助・共助の促進)【2-2】[再掲]

- 市民が安心して暮らすための自助・共助の理解を深め、自然災害などへの備えや日常的な地域の防犯、交通安全など、災害・緊急時だけでなく日常生活においても、地域社会を構成する様々な団体や市民同士がともに助け合い、高齢者、障害者や外国人居住者などを含め、相互に見守り、地域で支え合う地域福祉の意識をもったコミュニテ

ィの育成を図る。

- 一人ひとりの支え合いの意識の醸成を図り、安心して地域で暮らし続けられることを通じて、健全で持続的なコミュニティの維持による「安心・安全なまち」を実現する。
- 稀に発生する大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

（市民への消防・救急に関する啓発活動）【2-2】[再掲]

- 火災や地震などの発生も予想される中、発災直後の現場では、市民の知識や対応力が極めて重要となることから、救命率向上のための応急手当講習の普及啓発を行う。
- 救急・救助や火災などの災害に際し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対応し、消防・救急体制の充実強化や市民の防火意識向上を図る啓発を行う。

（救急救命士の養成）【2-2】[再掲]

- 救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成を実施する。

（消防団の充実強化）【2-2】[再掲]

- 消防団への女性や大学生等の入団を促進するとともに、消防団員の技術の向上に努め、消防団の充実強化を図るなど、互いが連携し活動できる体制を整備することで、地域防災の充実に努める。
- 女性消防団員の装備・活動支援等の充実に取り組み、地域防災力の向上を図る。

（職員の人材育成と適正な人事管理）【3-2】【8-2】[再掲]

- 職員がより高度な職務に対応でき、組織として成果達成に向けて、事務を適切かつ効率的に実施するため、職員研修の充実を図るとともに、人事及び人員管理を行う。

- 緊急防災要員や新規採用職員等に対し、防災要員研修を行う。

(災害応急対策要員の参集)【3-2】[再掲]

- 職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

(応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備)【3-2】【8-2】[再掲]

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う。

(郷土学習の充実)【8-5】[再掲]

- 身近な自然環境を活用した学び・体験による郷土学習など、良好な子育て環境の充実に向けて検討する。

(文化財の保護)【8-5】

- 郷土の歴史や文化財への市民の関心を深めるため、文化財の保護及び活用をする。

③官民連携

(防災施設・設備の維持管理)【1-2】【6-5】【7-3】[再掲]

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める。

(災害弱者の支援)【2-2】[再掲]

- 安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守りや地域で子育て支援を行う仕組み・体制づくりを検討する。
- 外国人も暮らしやすく、住み続けられるまちとして、日常的な交流や相談ができる環境づくりについて検討する。
- 高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域住民、地域団体、事業所等の協力による交流活動や見守りを行うほか、高齢者家庭への緊急通報装置の設置を進めるなど、高齢者が地域で安心して生活ができる体制の強化、推進を図る。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの

維持支援を行うとともに、災害時の乳児専用の避難所の開設や ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。

- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を目指す。
- 国際交流協会と連携し、外国人居住者のための言葉や子育て、子供の進路等に係る相談サービスの充実を図る。
- 外国人居住者と地域住民との交流促進のため、日常的な交流を図り互いの理解を深めるため、国際交流協会などによる交流事業を定期的に開催し、地域住民同士が支え合える環境づくりに向けた支援を行う。
- 障害者が安心・安全な生活を送るため、適切な相談支援体制を構築する。
- 高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大についても十分配慮検討する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 高齢者、障害者、乳幼児、女性、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する。

(地域の防災力の向上)【2-2】[再掲]

- 自主防災会を中心に、自主防災活動が活発に行われるよう、防災リーダーの講習会など人材育成・確保の取組を継続する。
- 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育及び広報する。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う。

(地域における自助・共助の促進)【2-2】[再掲]

- 市民が安心して暮らすための自助・共助の理解を深め、自然災害などへの備えや日常的な地域の防犯、交通安全など、災害・緊急時だけでなく日常生活においても、地域社会を構成する様々な団体や市民同士がともに助け合い、高齢者、障害者や外国人居住者などを含め、相互に見守り、地域で支え合う地域福祉の意識をもったコミュニティの育成を図る。
- 一人ひとりの支え合いの意識の醸成を図り、安心して地域で暮らし続けられることを通じて、健全で持続的なコミュニティの維持による「安心・安全なまち」を実現する。
- 稀に発生する大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要

性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

- 自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る。

（市民への消防・救急に関する啓発活動）【2-2】[再掲]

- 火災や地震などの発生も予想される中、発災直後の現場では、市民の知識や対応力が極めて重要となることから、救命率向上のための応急手当講習の普及啓発を行う。
- 救急・救助や火災などの災害に際し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対応し、消防・救急体制の充実強化や市民の防火意識向上を図る啓発を行う。

（消防団の充実強化）【2-2】[再掲]

- 消防団への女性や大学生等の入団を促進するとともに、消防団員の技術の向上に努め、消防団の充実強化を図るなど、互いが連携し活動できる体制を整備することで、地域防災の充実に努める。
- 女性消防団員の装備・活動支援等の充実に取り組み、地域防災力の向上を図る。

（市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発）【1-2】【2-2】【7-1】[再掲]

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする。

（避難行動要支援者に関する情報の把握と共有）【2-2】【2-4】【4-3】[再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

(広域応援体制の整備)【2-2】【3-2】[再掲]

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との締結を推進する。

(関係機関一体となった防災対策推進のための連携強化)【2-2】【7-1】[再掲]

- 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。
- 市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

(帰宅困難者の集中による混乱発生防止)【2-3】[再掲]

- 災害発生直後は「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(緊急輸送体制の確保)【2-1】【2-4】【5-3】【6-4】[再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

(被災者のニーズへの対応、配慮)【2-6】[再掲]

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等に留意し、避難所運営等においては男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(地域防犯の仕組みづくり)【3-1】[再掲]

- 幅広い年代層の市民や企業等が防災・防犯活動に参加しやすい仕組みづくりについて検討する。

- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行う。
- 自治会や子ども会、防犯パトロール活動などの地域活動の維持を図るため、地域コミュニティ活性化に向けた市民の主体的な取組の支援を行う。

(自助力の向上)【3-1】[再掲]

- 災害に強い地域づくりを推進するため、「自らの命は自らで守る。」という災害対策の基本を啓発するとともに、総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る。

(ICTを活用した防災情報の提供)【4-1】【4-3】[再掲]

- ICTを活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む。
- ICTを活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る。

(事業所等への指示・要請)【5-1】[再掲]

- 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。

(補助制度の継続・連携推進)【8-2】[再掲]

- 耐震・減災事業に対する補助制度の継続や、専門的技術をもつ職員や豊富な知識・経験をもつ民間組織と行政の連携を推進する。

(支援協定の締結促進)【8-2】[再掲]

- 事業者（民間企業）、団体、他の行政機関等と、大規模災害時における応援・支援協定の締結を進めることで、連携強化を図り、災害時に備える。

(帰宅困難者対応を含めた防災対策の推進)【2-3】【8-2】[再掲]

- 帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立を図る。

(ボランティア活動の円滑化)【8-2】

- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓

口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるとともに、災害ボランティアセンターを設置するために必要な資機材の確保に努める。

- ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者の調整役となるコーディネーターの確保に努める。

(障害者・高齢者・女性等の参画促進)【8-2】

- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

(復興計画の基本方針)【8-4】【8-6】[再掲]

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。

(大規模災害からの円滑・迅速な復興)【8-4】[再掲]

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

(災害時の住宅対策)【8-4】【8-6】[再掲]

- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。
-

(復興体制の構築)【8-6】[再掲]

- 震災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合などにおいて、市民との合意形成を図りつつ、市街地の迅速な復興に向けた震災復興都市計画の事務に取り組めるよう体制の構築を進める。

④老朽化対策

(密集市街地の安全性確保)【1-1】【1-2】【7-2】[再掲]

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、倒壊の危険性のあるブロック塀を撤去・改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

(住宅等の耐震化の促進)【1-1】[再掲]

- 江南市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化及び減災化の実施に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 建築に関する審査、指導や建築物の耐震化を促進する。
- 地震による被害を減らすために、住宅や建築物の倒壊を防ぎ、耐震性を確保して被害の軽減を図る。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

(空き家対策の推進)【1-1】[再掲]

- 江南市空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 広報・ホームページ・パンフレット等を活用し、空き家所有者へ必要な知識の周知・啓発を行う。
- 空家総合相談窓口や江南市空き家バンクを活用し、利活用の促進を図る。
- 江南市危険空き家解体工事費補助金制度を活用し、危険な状態の空き家の解体を促す。
- 管理不全の空き家の所有者に対しては、江南市空家等対策計画のフローに基づき、指導等を行う。

(公共施設の適正な管理及び配置)【1-1】【3-2】[再掲]

- 市民サービスの水準を維持、充実させながら、公共施設の複合化、統廃合等を推進することにより、施設の延床面積を縮減し、改修・更新や維持・運営に必要となるコストの適正化を図る。
- 定期点検等に基づく施設の健全度の評価をもとに予防保全型の維持管理を実施するこ

とで、公共施設の目標使用年数をおおむね 80 年として長寿命化し、計画的に施設の安全性、利便性の確保を図る。

(防火水槽の修繕・耐震化)【1-2】【6-5】【7-3】[再掲]

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年 2 回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図る。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕)【1-3】【7-3】【8-3】[再掲]

- 台帳整備及び点検により構造物を把握し、耐震化が必要な場合は、計画を策定し順次進めていく。
- 点検結果から明らかになった損傷については、損傷原因に応じて主要部材の予防保全型の修繕とその他の部材の事後保全型の修繕を進め、適切な維持管理を実施するとともに、計画的な改修を行う。

(上水道管路の改良・整備)【6-2】[再掲]

- 管路の耐震化や老朽化を改善するため、基幹管路の更新や配水管の改良を着実に実施する。

(上水道配水施設の維持管理)【6-2】[再掲]

- 定期点検及び診断の結果に基づき設備の適切な維持管理及び修繕を実施し、更新については、保安部品供給期限等を考慮した上で実施する。
- アセットマネジメントの考え方に基づき、適切な維持管理を実施し、長寿命化を図る。

(下水道管路施設の維持管理)【6-3】[再掲]

- 日本下水道協会の「下水道維持管理指針」に基づき、腐食の可能性がある箇所については、5 年に 1 度の頻度で定期点検を実施する。
- 管路整備時には、地盤の耐震診断を実施し、必要に応じ液状化対策等を適切に実施する。

(主要道路の維持管理)【2-1】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】[再掲]

- 道路施設は、継続的な点検を実施することで劣化や異常を早期に発見し、異常が軽微なうちに対策を行う予防保全の考えを取り入れ、安全性が確保できるよう適切な修繕

を実施しながら、コストの縮減・平準化を図る。

- 幹線道路の舗装については、国の「舗装点検要領」に基づく 5 年に 1 度の定期点検の結果や修繕履歴等の情報を蓄積し、将来の対策の必要性を定め、予防保全型維持管理により長寿命化を図る。
- 道路照明灯については、国の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に基づき、定期点検を実施し、照明の異常、損傷等を早期に発見し、安全性が確保できるよう適切な対応を図る。

（橋梁等の維持管理）【2-1】【2-4】【5-3】【5-4】【6-4】〔再掲〕

- 橋長 2 m 以上の橋梁及び歩道橋については、国の点検要領に基づき、計画的に定期点検を実施し、その結果により修繕等の対策を取り、適切な維持管理をする。
- 点検結果から明らかになった損傷の程度により、予防保全型の修繕を計画的に進め、適切な維持管理を実施し、橋梁及び歩道橋の長寿命化を図る。

（防災センターの維持管理）【6-5】〔再掲〕

- 防災センターは、災害発生時における応急活動等の拠点としての役割を担っているため、必要な備品及び施設の管理を実施する。

（公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進）【6-6】

- 老朽化の進行した施設の改修や更新の際には、高齢者や障害者、妊婦や子ども連れも安心して利用できるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備を推進する。

（合併処理浄化槽への転換促進）【2-5】【6-3】〔再掲〕

- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲取便槽の破損で汚物等が流出する恐れがある。そのため、「公共下水道計画区域外」においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

第6章 計画推進の方策

本市の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、市地域強靱化計画の不断の点検・改善を行う。

1 計画の推進体制

市地域強靱化計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取組を行うものとする。

さらには市だけでなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力・調整により取組を進める。

また、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る。

2 計画の進捗管理

市地域強靱化計画に基づく確実な取組を推進していくため、年度毎に関連事業等の進捗状況を把握していくものとする。進捗状況の把握においては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価（進捗管理）と連携しつつ、同時に、近年の自然災害や国・県の計画の見直し状況を確認し、それらとの整合を考慮する。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果、重要業績指標等を踏まえ、それぞれの所管課が中心となり、各種取組の見直しや改善等を行いながら事業を推進し、本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係団体、民間事業者、市民等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

なお、「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組支援」に位置づけられる個別具体的施策の詳細は、別紙「江南市地域強靱化計画に位置付ける個別具体的施策の事業詳細（「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組支援 関係分）に明記し、毎年度更新を行い、着実な取組を推進する。

3 計画の見直し

市地域強靱化計画については、現在取り組まれている施策の進捗状況や今後の社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、地域活性化、地方創生との連携・連動性の期待できるものとし、国の強靱化施策等の動向も踏まえて、随時、計画全体を見直し修正していくこととする。また、年度の進行管理を行う際には、必要に応じて、第5章「推進すべき施策」を中

心に、計画を見直していくこととする。

さらに、市地域強靱化計画の見直しに当たっては、関係する他の計画等の修正による進捗状況に十分配慮し、見直し後の市地域強靱化計画を指針として他の計画等に適切に反映されるよう、市地域強靱化計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮し、整合を図っていくものとする。

【附属資料】脆弱性評価結果

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
-----	--

(密集市街地の安全性確保)

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、ブロック塀を改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める必要がある。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する必要がある。

(住宅等の耐震化の促進)

- 建築に関する審査、指導や建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による被害を減らすには、住宅や建築物の倒壊を防ぎ、耐震性を確保して被害の軽減を図る必要がある。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する必要がある。

(空き家対策の推進)

- 江南市空き家等対策計画に基づき、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。
- 管理不全の空き家の発生の抑制、適切な管理、利活用の促進を図る必要がある。
- 管理不全の空き家の所有者に対して指導等を行う必要がある。

(公共施設の適正な管理及び配置)

- 市が所有する公共施設の多くは、1960年代から1970年代にかけて建築され、建築後30年以上経過した建物が全体の約8割を占めており、今後一斉に老朽化が進行し、改修や更新、維持管理に多額の費用が必要になる。
- 市の総人口の減少や、少子高齢化等の人口構造の変化に伴う市税収入の減少、扶助費

の増加による厳しい財政状況では、現在所有する施設を改修・更新し、維持することが不可能であることが明らかとなっており、公共施設の総量の縮減や、より効果的・効率的な維持管理を実施することで財政負担の軽減を図る必要がある。

(公共施設等の耐震化)

- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる学校施設やその他の公共施設は、南海トラフ地震等の発生に備えて躯体の耐震化を全て完了しているが、吊り天井等の非構造部材については一部対応が遅れており、落下等の危険があるため、計画的に対応する必要がある。

(建築物等の安全化)

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる必要がある。

(防災訓練の実施)

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する必要がある。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

(図上訓練等の対策・見直し)

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める必要がある。

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-----	---

(密集市街地の安全性確保) [再掲]

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、ブロック塀を改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機

能の向上に努める必要がある。

- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する必要がある。

(建築物等の安全化) [再掲]

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる必要がある。

(防災訓練の実施) [再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する必要がある。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

(図上訓練等の対策・見直し) [再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める必要がある。

(防火管理業務の向上)

- 事業者防火管理業務を適切に行わせるため、防火管理者を選任させる必要がある。
- 防火対象物や危険物施設を適切に維持管理させるため、立入検査を実施し指導する必要がある。

(防火水槽の修繕・耐震化)

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火水の確保を図る必要がある。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する必要がある。
- 防火水槽のうち約 40%は設置から 50 年以上経過しており、耐震化されているものは

16.5%と少なく、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性があるため、計画的に耐震化する必要がある。

(防災施設・設備の維持管理)

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める必要がある。

(危険物・危険物施設等の安全確保)

- 市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る必要がある。

(市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発)

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする必要がある。

(避難情報等の発令基準等の設定)

- 避難情報等を適切に発令するため、対象とする災害、対象とする区域、発令基準を設定する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(防災訓練の実施) [再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する必要がある。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

(図上訓練等の対策・見直し) [再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める必要がある。

(水害に強い都市づくり)

- 河川・排水路の改修や雨水貯留施設整備などの総合的な治水対策を行うことで、市民が安心して暮らすことができる水害に強い都市づくりを推進する必要がある。

(雨水流出抑制施設の整備)

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する必要がある。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める必要がある。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策することが必要である。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、市民が雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設を設置することで、敷地からの雨水の流出を抑制する必要がある。
- 学校や公共施設などへの雨水流出抑制施設の整備や、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置を支援し、市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する必要がある。

(雨水流出抑制施設の設置の指導)

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る必要がある。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する必要がある。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕)

- 点検要領に基づき、毎年度出水期（梅雨・台風期）前に定期点検を実施し、附帯する排水ポンプ等の機械設備の修繕を行っているが、老朽化が進んでいるため、今後計画的に改修をする必要がある。

(河川等の改修・整備)

- 一部の地域において豪雨時に浸水被害を受けた実績があることから、常態化しつつある局地的大雨や集中豪雨による浸水被害を軽減するためにも、河川改修などの被害軽減に向けた基盤整備を図っていくことが必要である。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する必要がある。
- 施設台帳や点検要領が整備されておらず、効率的な管理のためのメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

(氾濫水による被害拡大防止)

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める必要がある。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する必要がある。

(水害リスクに関する情報の提供)

- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める必要がある。

(ハザードマップの作成他、円滑かつ安全な避難行動の為の施策)

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る必要がある。

(要配慮者利用施設の避難確保計画の作成推進)

- 市民の生命を守るため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進する必要がある。

(洪水避難ビル（洪水時の指定緊急避難場所）の確保)

- 江南市は市全域が水防法に基づく木曾川の洪水浸水想定区域内に位置する。そのため、想定最大規模の降雨による洪水に備え、洪水時の指定緊急避難場所（洪水避難ビル）の指定を推進する必要がある。

(避難情報等の発令基準等の設定) [再掲]

- 避難情報等を適切に発令するため、対象とする災害、対象とする区域、発令基準を設定する必要がある。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
-----	--

(乳児用備蓄品の整備)

- 飲料水やアルファ化米などの備蓄品に加え、粉ミルク、紙おむつなど乳児が避難した場合に必要な備蓄品を整備する必要がある。

(緊急輸送道路の機能確保)

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する必要がある。

(主要道路の維持管理)

- 道路は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。
- 道路照明灯については、今後の効率的な管理・更新に向けて、適切なメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

(橋梁等の維持管理)

- 橋梁は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。

(物資備蓄量・調達量の確認)

- 市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について主な品目別に確認しておく必要がある。

(発災に備えた資機材、人員などの配備)

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び

施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う必要がある。

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮)

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する必要がある。

(ライフラインの確保)

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

(防災ヘリコプターの活用)

- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請し、防災ヘリコプターを活用できるようにしておく必要がある。

(必要資源の適切配分の準備)

- 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分できるよう準備しておく必要がある。

(迅速なライフラインの復旧)

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておく必要がある。

(緊急輸送体制の確保)

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する必要がある。

(受援体制の整備)

- 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等の見直しをはじめ、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める必要がある。
- 市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、

国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施する必要がある。

《緊急輸送ルートの確保》

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動を実施する必要がある。

《物資調達》

県が被災市からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動を実施する必要がある。

《燃料供給》

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動を実施する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(防火管理業務の向上) [再掲]

- 事業者防火管理業務を適切に行わせるため、防火管理者を選任させる必要がある。
- 防火対象物や危険物施設を適切に維持管理させるため、立入検査を実施し指導する必要がある。

(防災ヘリコプターの活用) [再掲]

- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災航空隊を要請し、防災ヘリコプターを活用できるようにしておく必要がある。

(災害弱者の支援)

- 安心して暮らし続けられるよう、高齢者の見守りや地域で子育て支援を行う仕組み・体制づくりを検討する必要がある。
- 外国人も暮らしやすく、住み続けられるまちとして、日常的な交流や相談ができる環境づくりについて検討する必要がある。
- 高齢者が地域で安心して生活できるよう、地域住民、地域団体、事業所等の協力による交流活動や見守りを行うほか、高齢者家庭への緊急通報装置の設置を進めるなど、高齢者が地域で安心して生活ができる体制の強化、推進を図る必要がある。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行うとともに、災害時の乳児専用の避難所の開設や ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む必要がある。

- ICTを活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を目指す必要がある。
- 国際交流協会と連携し、外国人居住者のための言葉や子育て、子供の進路等に係る相談サービスの充実を図る必要がある。
- 外国人居住者と地域住民との交流促進のため、日常的な交流を図り互いの理解を深めるため、国際交流協会などによる交流事業を定期的に行い、地域住民同士が支え合える環境づくりに向けた支援を行う必要がある。
- 障害者が安心・安全な生活を送るため、適切な相談支援体制を構築する必要がある。
- 高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大についても十分配慮検討する必要がある。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。
- 高齢者、障害者、乳幼児、女性、外国人等の要配慮者への支援体制を整備する必要がある。

(地域の防災力の向上)

- 自主防災会を中心に、自主防災活動が活発に行われるよう、防災リーダーの講習会など人材育成・確保の取組を継続する必要がある。
- 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識を教育及び広報する必要がある。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するため、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行う必要がある。

(地域における自助・共助の促進)

- 市民が安心して暮らすための自助・共助の理解を深め、自然災害などへの備えや日常的な地域の防犯、交通安全など、災害・緊急時だけでなく日常生活においても、地域社会を構成する様々な団体や市民同士がともに助け合い、高齢者、障害者や外国人居住者などを含め、相互に見守り、地域で支え合う地域福祉の意識をもったコミュニティの育成をめざす必要がある。
- 一人ひとりの支え合いの意識の醸成を図り、安心して地域で暮らし続けられることを通じて、健全で持続的なコミュニティの維持による「安心・安全なまち」の実現をめざす必要がある。
- 稀に発生する大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策

に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う必要がある。

- 自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する必要がある。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める必要がある。
- 災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の向上を図る必要がある。

(市民への消防・救急に関する啓発活動)

- 火災や地震などの発生も予想される中、発災直後の現場では、市民の知識や対応力が極めて重要となることから、救命率向上のための応急手当講習の普及啓発がいつそう必要となる。
- 救急・救助や火災などの災害に際し、被害を最小限にとどめるため、迅速かつ的確に対応し、消防・救急体制の充実強化や市民の防火意識向上を図る啓発を行う必要がある。

(消防体制の再構築)

- 災害の多様化・大規模化に対応するため消防体制の再構築が必要である。

(消防の広域化)

- 消防力の整備指針（総務省消防庁）では、人口7～10万人の地方公共団体には、3か所の署所を設置するものとされているが、その基準を満たしておらず、近隣団体との広域化等による消防・救急体制の強化について検討する必要がある。

(救急救命士の養成)

- 救急体制の充実を図るため、救急救命士の養成を実施する必要がある。

(消防団の充実強化)

- 消防団への女性や大学生等の入団を促進するとともに、消防団員の技術の向上に努め、消防団の充実強化を図るなど、互いが連携し活動できる体制を整備することで、地域

防災の充実に努める必要がある。

- 女性消防団員の装備・活動支援等の充実に取り組み、地域防災力の向上を図る必要がある。

(複合災害の発生可能性の認識)

- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備える必要がある。

(自衛隊の災害派遣)

- 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるとき自衛隊の災害派遣要請等の手続き及び各事項について整備する必要がある。

(市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発) [再掲]

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする必要がある。

(避難行動要支援者に関する情報の把握と共有)

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める必要がある。

(避難行動要支援者への情報伝達等)

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る必要がある。

(広域応援体制の整備)

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との締結を推進する必要がある。

(関係機関一体となった防災対策推進のための連携強化)

- 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画

の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る必要がある。

- 市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める必要がある。

(受援体制の整備) [再掲]

- 市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等の見直しをはじめ、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努める必要がある。

- 市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施する必要がある。

《緊急輸送ルートの確保》

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動を実施する必要がある。

《物資調達》

県が被災市からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動を実施する必要がある。

《燃料供給》

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動を実施する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(鉄道駅へのアクセス向上)

- 鉄道駅への公共交通や自転車によるアクセス性向上を図り、各地区間や鉄道駅とのネットワーク化などを推進する必要がある。

(帰宅困難者の集中による混乱発生防止)

- 災害発生直後は「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促す必要がある。

(帰宅困難者対応を含めた防災対策の推進)

- 帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・

事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立をめざす必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(緊急輸送道路の機能確保) [再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する必要がある。

(主要道路の維持管理) [再掲]

- 道路は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。
- 道路照明灯については、今後の効率的な管理・更新に向けて、適切なメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

(橋梁等の維持管理) [再掲]

- 橋梁は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。

(避難行動要支援者に関する情報の把握と共有) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める必要がある。

(避難行動要支援者への情報伝達等) [再掲]

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る必要がある。

(駅周辺の整備)

- 江南駅周辺は、駅利用者の円滑かつ安全な移動利便性の確保に向け、駅へのアクセス道路の交通環境改善など都市基盤整備を進める必要がある。
- 布袋駅周辺は、土地区画整理や鉄道の高架化とあわせて道路及び駅前広場等の都市基盤整備を行うことにより、交通環境を改善し、良好な市街地を形成する必要がある。

(医療救護の協力体制の確立)

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会、災害拠点病院、市等広範囲な協力体制の確立に努める必要がある。

(緊急輸送体制の確保) [再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する必要がある。

(都市計画道路の整備)

- 広域の自動車交通のアクセス性向上や歩行者・自転車の交通安全の確保を図るため、道路交通ネットワークの骨格となる都市計画道路などの整備を推進する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症流行の未然防止)

- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症流行の未然防止を平時より図る必要がある。

(環境汚染による健康被害の防止対策)

- 人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況を、早期に把握できる体制を整えておく必要がある。
- 当該事故が発生した場合に、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行えるよう、体制を整えておく必要がある。

(下水道施設の復旧)

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能

の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる必要がある。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲取便槽の破損で汚物等が流出する恐れがある。そのため、「公共下水道計画区域外」においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
------------	--

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮) [再掲]

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する必要がある。

(下水道施設の復旧) [再掲]

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる必要がある。

(被災者のニーズへの対応、配慮)

- 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する必要がある。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等に留意し、避難所運営等においては男女双方の視点に十分配慮するよう努める必要がある。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(地域防犯の仕組みづくり)

- 幅広い年代層の市民や企業等が防災・防犯活動に参加しやすい仕組みづくりについて検討する必要がある。
- 自主防災活動や防犯パトロールなど地域住民の活動が継続できるようコミュニティの維持支援を行う必要がある。
- 自治会や子ども会、防犯パトロール活動などの地域活動の維持を図るため、地域コミュニティ活性化に向けた市民の主体的な取組の支援を行う必要がある。

(自助力の向上)

- 災害に強い地域づくりを推進するため、「自らの命は自らで守る。」という災害対策の基本を啓発するとともに、総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

(社会秩序の維持)

- 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う必要がある。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、心理的動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する必要がある。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努める必要がある。

3-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(公共施設の適正な管理及び配置) [再掲]

- 市が所有する公共施設の多くは、1960年代から1970年代にかけて建築され、建築後30年以上経過した建物が全体の約8割を占めており、今後一斉に老朽化が進行し、改修や更新、維持管理に多額の費用が必要になる。
- 市の総人口の減少や、少子高齢化等の人口構造の変化に伴う市税収入の減少、扶助費の増加による厳しい財政状況では、現在所有する施設を改修・更新し、維持することが不可能であることが明らかとなっており、公共施設の総量の縮減や、より効果的・効率的な維持管理を実施することで財政負担の軽減を図る必要がある。

(公共施設等の耐震化) [再掲]

- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる学校施設やその他の公共施設は、南海トラフ地震等の発生に備えて躯体の耐震化を全て完了しているが、吊り天井等の非構造部材については一部対応が遅れており、落下等の危険があるため、計画的に対応する必要がある。

(発災に備えた資機材、人員などの配備) [再掲]

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う必要がある。

(広域応援体制の整備) [再掲]

- 大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等を実施するため、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との締結を推進する必要がある。

(職員の人材育成と適正な人事管理)

- 職員がより高度な職務に対応でき、組織として成果達成に向けて、事務を適切かつ効率的に実施するため、職員研修の充実を図るとともに、人事及び人員管理を行う必要がある。

(災害応急対策要員の参集)

- 職員は、災害発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める必要がある。

(職員の派遣要請、応援要請)

- 市は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請する必要がある。
- 市は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村に対して、職員の派遣を要請する必要がある。
- 市は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村に対して応援を求める必要がある。
- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に

協力し、応急対策活動を円滑に実施する必要がある。

- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める必要がある。

(オープンスペースの活用)

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する必要がある。

(早期復興のための体制整備)

- 大規模災害時には、速やかに復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進められるよう、体制を整えておく必要がある。

(応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備)

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

(災害対策本部設置の基本方針)

- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する必要がある。
- 要員（資機材等も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭に置いて行う必要がある。

(防災拠点等の電力確保)

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(必要資源の適切配分の準備) [再掲]

- 生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分できるよう準備しておく必要がある。

(ICT を活用した防災情報の提供)

- ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む必要がある。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る必要がある。

(通信手段の確保・運用)

- 重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行えるようにしておく必要がある。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図れるようにしておく必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(通信手段の確保・運用) [再掲]

- 重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行えるようにしておく必要がある。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図れるようにしておく必要がある。

(情報公開と問い合わせ対応の事前準備)

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する必要がある。

(災害情報等の収集・伝達)

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めておく必要がある。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める必要がある。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める必要がある。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する必要がある。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める必要がある。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る必要がある。

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
------------	---

(避難行動要支援者に関する情報の把握と共有) [再掲]

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める必要がある。

(避難行動要支援者への情報伝達等) [再掲]

- 避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整

備、避難訓練の実施を一層図る必要がある。

(ICT を活用した防災情報の提供) [再掲]

- ICT を活用した防災情報の提供、避難行動要支援者の円滑な避難誘導體制の構築など、安全・安心なまちづくりに向けて取り組む必要がある。
- ICT を活用し、スマートフォンなどで防災に関する情報入手を可能とするほか、避難行動要支援者の情報を関係者で共有することで円滑な避難誘導ができる体制の構築を図る必要がある。

(情報公開と問い合わせ対応の事前準備) [再掲]

- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、できる限り相談窓口の設置等をし、住民等からの問い合わせに対応できるよう準備する必要がある。

(災害情報等の収集・伝達) [再掲]

- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めておく必要がある。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める必要がある。
- 市は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める必要がある。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第 50 条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する必要がある。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める必要がある。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報等の伝達手段の多重化・多様化を図る必要がある。

(ハザードマップの作成他、円滑かつ安全な避難行動の為の施策) [再掲]

- 住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加

えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る必要がある。

(ライフライン復旧予定時期の明示)

- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する必要がある。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

(事業所等への指示・要請)

- 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う必要がある。

(早期の事業再開支援)

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する必要がある。

(企業における予防対策)

- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画 (Business Continuity Plan) の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

(迅速なライフラインの復旧) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くこと

のできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておく必要がある。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路の機能確保) [再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する必要がある。

(主要道路の維持管理) [再掲]

- 道路は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。
- 道路照明灯については、今後の効率的な管理・更新に向けて、適切なメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

(橋梁等の維持管理) [再掲]

- 橋梁は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。

(駅周辺の整備) [再掲]

- 江南駅周辺は、駅利用者の円滑かつ安全な移動利便性の確保に向け、駅へのアクセス道路の交通環境改善など都市基盤整備を進める必要がある。
- 布袋駅周辺は、土地区画整理や鉄道の高架化とあわせて道路及び駅前広場等の都市基盤整備を行うことにより、交通環境を改善し、良好な市街地を形成する必要がある。

(緊急輸送体制の確保) [再掲]

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する必要がある。

(都市計画道路の整備) [再掲]

- 広域の自動車交通のアクセス性向上や歩行者・自転車の交通安全の確保を図るため、道路交通ネットワークの骨格となる都市計画道路などの整備を推進する必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

(緊急輸送道路の機能確保) [再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する必要がある。

(主要道路の維持管理) [再掲]

- 道路は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。
- 道路照明灯については、今後の効率的な管理・更新に向けて、適切なメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

(橋梁等の維持管理) [再掲]

- 橋梁は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。

(早期の事業再開支援) [再掲]

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する必要がある。

(農業の安定経営支援及び農業用施設の適正管理)

- 農業経営の安定化を図るため、農業の振興、農地の保全管理及び指導を実施する。また、農作物の生産性を向上させるため、農業用施設の整備と維持管理を行う必要がある。

(都市計画道路の整備) [再掲]

- 広域の自動車交通のアクセス性向上や歩行者・自転車の交通安全の確保を図るため、道路交通ネットワークの骨格となる都市計画道路などの整備を推進する必要がある。

(水害防除対策の準備)

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜に対する迅速な措置ができるよう準備する必要がある。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
-----	--

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮) [再掲]

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する必要がある。

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

(迅速なライフラインの復旧) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておく必要がある。

(ライフライン復旧予定時期の明示) [再掲]

- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する必要がある。

(防災拠点等の電力確保) [再掲]

- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、非常用電源の耐震化や水害対

策を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（上水道管路の改良・整備）

- 昭和 50 年（1975 年）3 月の事業開始以降、旧簡易水道組合から引き継いだ老朽管の改良を実施しているが、市内にはまだ多くの老朽管が残存している。加えて、事業創設期に布設した基幹管路はほとんど耐震適合していないため、計画的に更新を実施する必要がある。

（上水道配水施設の維持管理）

- 昭和 54 年（1979 年）4 月から配水を開始している下般若・後飛保両配水場の設備は定期的に更新しているものの、今後は財政推計を踏まえ、建築物も含めた更新計画を策定する必要がある。

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道管路施設の維持管理）

- 経年劣化による管路の腐食等を事前に把握し、適正な維持管理を図る必要がある。

（下水道施設の復旧）[再掲]

- 下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる必要がある。

（合併処理浄化槽への転換促進）[再掲]

- 災害時に老朽化したみなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲取便槽の破損で汚物等が流出する恐れがある。そのため、「公共下水道計画区域外」においては、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

（緊急輸送道路の機能確保）〔再掲〕

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する必要がある。

（主要道路の維持管理）〔再掲〕

- 道路は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。
- 道路照明灯については、今後の効率的な管理・更新に向けて、適切なメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

（橋梁等の維持管理）〔再掲〕

- 橋梁は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、急速に老朽化が進行し、一斉に改修・更新時期を迎えることとなるため、計画的に更新する必要がある。
- 市民生活と直結した都市基盤であるため、中長期を見通した計画的な維持管理の実施により、安全性・信頼性を確保する必要がある。

（迅速なライフラインの復旧）〔再掲〕

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておく必要がある。

（駅周辺の整備）〔再掲〕

- 江南駅周辺は、駅利用者の円滑かつ安全な移動利便性の確保に向け、駅へのアクセス道路の交通環境改善など都市基盤整備を進める必要がある。
- 布袋駅周辺は、土地区画整理や鉄道の高架化とあわせて道路及び駅前広場等の都市基盤整備を行うことにより、交通環境を改善し、良好な市街地を形成する必要がある。

（緊急輸送体制の確保）〔再掲〕

- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送

体制を確保する必要がある。

(都市計画道路の整備) [再掲]

- 広域の自動車交通のアクセス性向上や歩行者・自転車の交通安全の確保を図るため、道路交通ネットワークの骨格となる都市計画道路などの整備を推進する必要がある。

(交通機関に関連する二次災害への配慮)

- 自動車、鉄道等の高速交通機関の円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となると予測されるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(防火水槽の修繕・耐震化) [再掲]

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図る必要がある。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する必要がある。
- 防火水槽のうち約 40%は設置から 50 年以上経過しており、耐震化されているものは 16.5%と少なく、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性があるため、計画的に耐震化する必要がある。

(防災施設・設備の維持管理) [再掲]

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める必要がある。

(防災センターの維持管理)

- 防災センターは、災害発生時における応急活動等の拠点としての役割を担っており、また、新しい建物であるため、予防保全型維持管理によりランニングコストの縮減を図りながら、適切に維持する必要がある。

6-6 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

(災害時に求められる物資への留意と実情の考慮) [再掲]

- 災害時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意する必要がある。

(公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進)

- これまでの公共施設は、各所管部署が特定の個人・団体を対象としたサービスを提供するため、それぞれに適した施設内容を検討し整備してきた。しかし、既存の公共施設では、価値観やライフスタイルが変化し、また、高齢化の進展や、障害者数の増加等に伴い多様化したニーズに対応することが困難となっているため、更なる公共施設の更新を図る必要がある。

(具体的な施設の活用)

- スポーツ・レクリエーションにも適応した、誰もが気軽に利用できるスポーツ拠点と、災害時の避難所、地域内輸送拠点としての機能を併せ持った江南市スポーツプラザの有効活用を進める必要がある。

(農地などの未利用地の活用)

- 市街化区域内における農地などの未利用地について、災害時の避難場所としての機能の維持に配慮し、有効な土地利用の促進を図る必要がある。

(指定避難所の整備と市民の安全確保)

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努める必要がある。

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災及びその他二次災害の発生による多数の死傷者の発生

(建築物等の安全化) [再掲]

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる必要がある。

(防災訓練の実施) [再掲]

- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する必要がある。
- 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する必要がある。
- 総合防災訓練の実施や地域の自主防災訓練を支援することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

(図上訓練等の対策・見直し) [再掲]

- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める必要がある。

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

(迅速なライフラインの復旧) [再掲]

- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておく必要がある。

(市民、事業者あがての出火防止と初期消火の啓発) [再掲]

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者あがて出火防止と初期消火を行えるようにする必要がある。

(関係機関一体となった防災対策推進のための連携強化) [再掲]

- 関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る必要がある。
- 市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める必要がある。

(交通機関に関連する二次災害への配慮) [再掲]

- 自動車、鉄道等の高速交通機関の円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となると予測されるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

(二次災害の防止)

- 地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する必要がある。

(事故・火災等に対する予防対策)

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る必要がある。

(高圧ガス災害対策)

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施できるよう体制を整える必要がある。

(大規模火災の予防対策)

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の被害拡大を防御し、被害の軽減を図るため、予防措置を整える必要がある。

(被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備)

- 被災建築物・宅地の危険度判定等を迅速に行えるよう、体制を整える必要がある。

7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
------------	--

(密集市街地の安全性確保) [再掲]

- 生活道路が狭く木造家屋が密集している既成市街地については、まちなみの保全に配慮しつつ、生活道路の拡幅などを推進するとともに、ブロック塀を改修する支援や空き家の所有者などへの適切な管理の周知、民間木造住宅の耐震改修を促進し、防災機能の向上に努める必要がある。
- 適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市基盤施設の整備や建築

物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する必要がある。

(緊急輸送道路の機能確保) [再掲]

- 災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、未整備区間の整備などにより緊急輸送道路ネットワークの形成を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路及び優先的に通行を確保する道路に指定されている道路沿道の建築物については、災害時における避難路の確保に向けて、耐震化を促進する必要がある。

(ライフラインの確保) [再掲]

- 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラであり、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するとともに、二次災害の危険性があるため、それらについても十分配慮・検討する必要がある。

7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

(防火水槽の修繕・耐震化) [再掲]

- 防火水槽は、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性がある。また、新たな耐震性防火水槽の設置には、用地確保が困難な状況である。このことをふまえたうえで、年2回以上の調査を実施し、不良箇所を適切に修繕し、消火用水の確保を図る必要がある。
- 震災対応として、耐震性防火水槽のないエリア 20 か所に対して既存の防火水槽の簡易耐震化を計画的に実施する必要がある。
- 防火水槽のうち約 40%は設置から 50 年以上経過しており、耐震化されているものは 16.5%と少なく、震災発生時には亀裂等により漏水の危険があり、消防水利の確保が困難となる可能性があるため、計画的に耐震化する必要がある。

(防災施設・設備の維持管理) [再掲]

- 防火水槽や消火栓など、地域に身近な防災施設・設備については、市民や関係機関の協力を得て、維持管理の適正化に努める必要がある。

(雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕) [再掲]

- 点検要領に基づき、毎年度出水期（梅雨・台風期）前に定期点検を実施し、附帯する排水ポンプ等の機械設備の修繕を行っているが、老朽化が進んでいるため、今後計画的に改修をする必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃

(環境汚染による健康被害の防止対策) [再掲]

- 人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況を、早期に把握できる体制を整えておく必要がある。
- 当該事故が発生した場合に、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため関係機関への情報提供、事業者への指導等を行えるよう、体制を整えておく必要がある。

(危険性物質対策)

- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる必要がある。

(有害物質の調査)

- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する必要がある。

7-5 農地等の被害による地域の荒廃

(農業の安定経営支援及び農業用施設の適正管理) [再掲]

- 農業経営の安定化を図るため、農業の振興、農地の保全管理及び指導を実施する。また、農作物の生産性を向上させるため、農業用施設の整備と維持管理を行う必要がある。

(水害防除対策の準備) [再掲]

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜に対する迅速な措置ができるよう準備する必要がある。

(耕作放棄地への対策)

- 耕作放棄地を有効利用し、新規就農の促進を図るとともに、地元の野菜等を販売する産直施設の開設のほか、地場産業を用いた加工食品や土産物の開発、販売を行うなどの6次産業化に向けた支援を行う必要がある。

(農地等既存資源の保全と活用)

- 一団の農地などについては、現状の土地利用の保全に努め、既存コミュニティの維持や定住人口の確保が必要な既存集落などの区域では、地域の実情にあった適正な土地利用を図る必要がある。

(田園集落地の保全)

- 田園集落地は、既存集落と共生して、一団の農地の保全に努め、緑化機能の確保を図る必要がある。
- 市街化調整区域に広がる一団の農地は、営農の役割だけではなく、洪水などによる浸水被害の抑制や田園景観の形成等の様々な機能を有していることから、地域と協力して保全に努める必要がある。
- 市街化調整区域に広がる農用地区域を中心とした一団の農地は、本市の農業基盤としての役割だけでなく、緑化の機能や防災機能の観点からも適切な保全が必要である。

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------------

(オープンスペースの活用) [再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する必要がある。

(最終処分場の点検・維持管理)

- 廃棄物処理施設技術管理者や専門業者による日常点検・定期点検を実施し、適切な維持管理に努める必要がある。

(新ごみ処理施設の整備)

- 安心・安全なごみ処理の実現に向け、事業主体である尾張北部環境組合との連携により、広域的な処理をする新ごみ処理施設の整備を推進する必要がある。

(災害廃棄物の迅速な処理)

- 災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に即した災害廃棄物の処理を推進する必要がある。

8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
-----	--

（職員の人材育成と適正な人事管理）〔再掲〕

- 職員がより高度な職務に対応でき、組織として成果達成に向けて、事務を適切かつ効率的に実施するため、職員研修の充実を図るとともに、人事及び人員管理を行う必要がある。

（補助制度の継続・連携推進）

- 耐震・減災事業に対する補助制度の継続や、専門的技術をもつ職員や豊富な知識・経験をもつ民間組織と行政の連携が必要となる。

（支援協定の締結促進）

- 事業者（民間企業）、団体、他の行政機関等と、大規模災害時における応援・支援協定の締結を進めることで、連携強化を図り、災害時に備える必要がある。

（帰宅困難者対応を含めた防災対策の推進）〔再掲〕

- 帰宅困難者への対応も含め、災害時における被害を最小限に食い止めるため、行政・事業者・市民の役割を明確化した防災対策の推進及び総合的な防災体制の確立をめざす必要がある。

（被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備）〔再掲〕

- 被災建築物・宅地の危険度判定等を迅速に行えるよう、体制を整える必要がある。

（防災に関する研究、普及啓発の継続）

- 社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続ける必要がある。
- 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく必要がある。

（応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備）〔再掲〕

- 災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防

災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

(ボランティア活動の円滑化)

- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める必要がある。
- 災害ボランティアセンターを設置するために必要な資機材等の確保に、平時より努める必要がある。
- ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者の調整役となるコーディネーターの確保に努める必要がある。

(障害者・高齢者・女性等の参画促進)

- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する必要がある。

(学校における対策)

- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、私立学校設置者が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する必要がある。

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
------------	---

(水害に強い都市づくり) [再掲]

- 河川・排水路の改修や雨水貯留施設整備などの総合的な治水対策を行うことで、市民が安心して暮らすことができる水害に強い都市づくりを推進する必要がある。

(雨水流出抑制施設の整備) [再掲]

- 浸水被害を軽減するため、学校などの公共施設への雨水流出抑制施設を順次整備する必要がある。
- 降雨時の河川や排水路への負担を軽減するため、公共施設への雨水流出抑制施設設置を進める必要がある。

- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、宅地開発などの場合、事業者が特定都市河川浸水被害対策法や江南市雨水流出抑制基準に基づき対策することが必要である。
- 降雨時の河川や排水路への負担を減らすため、市民が雨水タンクなどの雨水貯留浸透施設を設置することで、敷地からの雨水の流出を抑制する必要がある。
- 学校や公共施設などへの雨水流出抑制施設の整備や、市民が担う雨水貯留浸透施設の設置を支援し、市内の浸水被害軽減に向けた対策を推進する必要がある。

（雨水流出抑制施設の設置の指導）[再掲]

- 特定都市河川浸水被害対策法及び江南市雨水流出抑制基準に基づき、対象となる開発などについて、雨水貯留浸透施設の設置を指導することにより雨水の流出を抑制し、安全な市街地形成を図る必要がある。
- 農地などの保水機能を有する土地の開発に当たっては、雨水流出抑制施設の設置など、代替機能の確保を促進する必要がある。

（雨水貯留施設の排水ポンプなどの修繕）[再掲]

- 点検要領に基づき、毎年度出水期（梅雨・台風期）前に定期点検を実施し、附帯する排水ポンプ等の機械設備の修繕を行っているが、老朽化が進んでいるため、今後計画的に改修をする必要がある。

（河川等の改修・整備）[再掲]

- 一部の地域において豪雨時に浸水被害を受けた実績があることから、常態化しつつある局地的大雨や集中豪雨による浸水被害を軽減するためにも、河川改修などの被害軽減に向けた基盤整備を図っていくことが必要である。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する必要がある。
- 施設台帳や点検要領が整備されておらず、効率的な管理のためのメンテナンスサイクルを構築する必要がある。

（氾濫水による被害拡大防止）[再掲]

- 市、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、高圧又は高位部の水路等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める必要がある。
- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する必要がある。

(地盤災害の予防)

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める必要がある。

(地盤沈下地域の的確な把握)

- 地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど、県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施する必要がある。

(地盤沈下の予防)

- 降雨により発生する地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う必要がある。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(発災に備えた資機材、人員などの配備) [再掲]

- 市は、地震が発生した場合において、江南市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う必要がある。

(地盤災害の予防) [再掲]

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める必要がある。

(復興計画の基本方針)

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める必要がある。

(避難生活や生活再建への支援)

- 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対

する円滑な支援に必要な災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る必要がある。

- 市は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金の支給に関する業務を行う必要がある。

(大規模災害からの円滑・迅速な復興)

- 大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する必要がある。

(災害時の住宅対策)

- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する必要がある。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する必要がある。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する必要がある。

8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
------------	--

(郷土学習の充実)

- 身近な自然環境を活用した学び・体験による郷土学習など、良好な子育て環境の充実に向けて検討する必要がある。

(文化財の保護)

- 郷土の歴史や文化財への市民の関心を深めるため、文化財の保護及び活用をする必要がある。

8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(オープンスペースの活用) [再掲]

- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整する必要がある。

(早期の事業再開支援) [再掲]

- 被災した中小企業、小規模事業者等に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する必要がある。

(地盤災害の予防) [再掲]

- 地震により発生する地割れ・液状化等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導に努める必要がある。

(復興計画の基本方針) [再掲]

- 市及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める必要がある。

(災害時の住宅対策) [再掲]

- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空き家を提供する必要がある。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する必要がある。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する必要がある。

(産業用地の確保)

- 幹線道路の沿線など利便性の高い地域については、今後の本市の活力を向上するため

に、周辺環境と調和して、産業用地の確保を図る必要がある。

(復興体制の構築)

- 震災により都市基盤が脆弱な市街地に大きな被害が発生した場合などにおいて、市民との合意形成を図りつつ、市街地の迅速な復興に向けた震災復興都市計画の事務に取り組めるよう体制の構築に努める必要がある。

【参考】国及び愛知県の強靱化計画における計画条件の設定

●基本目標

	国	愛知県
1	人命の保護が最大限図られること	県民の生命を最大限守る。
2	国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	地域及び社会の重要な機能を維持する。
3	国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
4	迅速な復旧復興	迅速な復旧復興を可能とする。

●「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

		国			愛知県						
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態			事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態				
1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			
		2	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			2	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
		3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生			3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
		4	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			4	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		

		5	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生			5	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		6	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生			6	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等健康・避難生活環境を確実に確保する	7	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
8		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	8	2-2		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
9		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	9	2-3		自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
10		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	10	2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱		
11		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	11	2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
12		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	12	2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
13		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	13	2-7		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		

3	必要不可欠な行政機能は確保する	14	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	3	必要不可欠な行政機能は確保する	14	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		15	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全			15	3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全による行政機能の大幅な低下
		16	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			16	3-3	名古屋市三の丸地区等の地方行政機関、県、市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	17	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	17	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		18	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			18	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		19	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			19	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	20	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	5	経済活動を機能不全に陥らせない	20	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		21	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響			21	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

		22	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			22	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		23	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響			23	5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		24	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響			24	5-5	金融サービス等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響
		25	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響			25	5-6	食料等の安定供給の停滞
		26	5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響			26	5-7	異常渇水や火山噴火等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		27	5-8	食料等の安定供給の停滞					
		28	5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク	29	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク	27	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

	ク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	30	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		ク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	28	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
		31	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			29	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		32	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			30	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		33	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全			31	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複災害・二次災害を発生させない	34	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7	制御不能な複災害・二次災害を発生させない	32	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		35	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			33	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		36	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺			34	7-3	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		37	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生			35	7-4	排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		38	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃			36	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		39	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃			37	7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃

8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	40	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	38	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		41	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			39	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		42	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			40	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		43	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			41	8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
		44	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			42	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		45	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響			43	8-6	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

						44	8-7	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
--	--	--	--	--	--	----	-----	--

●施策分野（個別分野と横断的分野）

	国	愛知県
個別施策分野		
①	行政機能／警察・消防等／防災教育等	行政機能／警察・消防等／防災教育等
②	住宅・都市	住宅・都市
③	保健医療・福祉	保健医療・福祉
④	エネルギー	エネルギー
⑤	金融	情報通信
⑥	情報通信	産業・経済
⑦	産業構造	交通・物流
⑧	交通・物流	農林水産
⑨	農林水産	県土保全
⑩	国土保全	環境
⑪	環境	土地利用
⑫	土地利用(国土利用)	
横断的分野		
①	リスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション
②	人材育成	人材育成
③	官民連携	老朽化対策
④	老朽化対策	研究開発
⑤	研究開発	産学官民・広域連携

【用語集】

「あ」

・ オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。防災上は、火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要と位置づけられる。

「か」

・ 帰宅困難者

勤務先や外出先等で地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々。

・ 業務継続計画 (BCP)

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。

・ 緊急防災要員

本市において、地震・洪水時に緊急的に参集し、避難所の開設、情報の収集、職員の安否確認等を実施する職員。

・ 緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路。

・ 洪水避難ビル(洪水時の指定緊急避難場所)

洪水時において、市民が一時的、もしくは緊急避難・退避する施設（学校の校舎・民間施設の屋上など）をいう。避難情報発令時に開放される。

・ 江南市防災ハンドブック

本市におけるハザード情報や避難所等の施設情報及び市の災害対策に関する情報等が掲載されている冊子。

「さ」

・災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

・災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、防災に関し、国、地方公共団体、及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定める法律。昭和 34 年に大きな被害をもたらした伊勢湾台風を契機として制定された（昭和 36 年法律第 223 号）。

・災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート等をいう。

・災害廃棄物処理計画

災害によって大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために、必要な事項を定めたもの。

・サプライチェーン

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称。

・重要業績指標

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取組で、数値化した指標など達成度合いを分かりやすく示したもの。

「K P I (Key Performance Indicator の略)」ともいう。

・脆弱性（ぜいじゃくせい）

もろくて弱い性質。

「た」

・ 道路啓開

緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

「は」

・ 非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上などを目的に設置される部材。

・ 避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人。

・ 防災リーダー

災害に対して正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダー。

・ ボランティアコーディネーター

大規模な災害の発生時に、全国から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズを把握し、適材適所へボランティアを派遣する調整を行う人。

「ま」

・ 密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

「や」

・ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人。

「ら」

・ リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の間で相互に交換し、相互理解を深めること。

・ レジリエンス

復元力。強靱性。

「I」

・ ICT

情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称。

「L」

・ L アラート

自治体が発信する地域（ローカル）の災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤。

「P」

・ PDCA サイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。

江南市地域強靱化計画

編集・発行：江南市都市整備部防災安全課
〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
TEL:0587-54-1111（代）
発行年月：令和3年3月